

枚方市
スポーツ推進計画
〈改訂版〉

Sport in Life

令和6年3月

こちらから
本編(データ)
をご覧ください。



はじめに

本市では、国のスポーツ基本計画や大阪府スポーツ推進計画における基本的な考え方などを踏まえ、平成 29 年 3 月に「枚方市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツに関する様々な取組を進めてきました。

この間、国内ではラグビーワールドカップ日本大会、令和 3 年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本市にゆかりのある選手をはじめトップアスリートの活躍が多くの人に夢や感動を与え、スポーツに関心を持つきっかけにもなりました。



こうしたスポーツを取り巻く状況や、国及び大阪府において第 3 期スポーツ基本計画、第 3 次スポーツ推進計画がそれぞれ策定されたことを踏まえ、本市のスポーツ推進計画の中間見直しを実施し、令和 6 年 3 月にスポーツ推進計画の改訂版を策定いたしました。

本計画の改訂版においては、「だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康を増進し、人と人との交流を深めることを支える」ことを引き続き基本理念とした上で、スポーツへの関わり方をよりわかりやすく整理し、一人でも多くの方が理解を深め、スポーツに親しんでいただけるよう取り組んでまいります。

本計画の実現には、市民の皆様や関係団体等との連携・協力をさらに進めていくことが必要になるため、今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の改訂版の策定にあたり、アンケート調査や市民意見聴取等を通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、枚方市スポーツ推進審議会委員並びに枚方市議会議員の皆様、また、ご協力いただきました全ての皆様に心よりお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

枚方市長

伏見 隆

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画改訂の趣旨	1
（1）社会情勢の変化	1
（2）国のスポーツに関する動向	2
（3）大阪府のスポーツに関する動向	3
（4）その他の計画等	3
2. 計画の位置づけ	4
法的根拠と関連計画との整合	4
3. 計画の基本的視点	5
（1）本計画でのスポーツの捉え方	5
（2）基本的視点	6
①生涯スポーツの推進	6
②健康スポーツの推進	6
③地域の活性化につながるスポーツ活動の推進	6
（3）本計画とSDGsの関係	7
4. 計画の推進期間	7

第2章 スポーツを取り巻く環境

1. 枚方市におけるスポーツの現状	8
（1）市民のスポーツに関する意識と行動	9
Ⅰ 成人のスポーツ活動	9
①スポーツに対する関心度	11
②スポーツに取り組まない理由	13
③スポーツに関する情報の入手方法	14
Ⅱ 高齢者のスポーツ活動	16
Ⅲ 子どものスポーツ活動	18
①幼児期におけるスポーツ活動	18
②小・中学校におけるスポーツ活動	19
③スポーツ指導者の活動	22
Ⅳ スポーツ環境における多様なニーズ	24
①地域におけるスポーツ活動	24
②スポーツボランティア活動	24
③障害者スポーツの状況	26
④スポーツ施設の状況	27
Ⅴ 競技スポーツやスポーツ関係団体の状況	29
①競技スポーツの状況	29
②スポーツ観戦の状況	30

③スポーツ関係団体の状況	31
VI これまでの主な取組課題	35
2. 今後の取組課題	37
（1）健康増進・健康寿命の延伸をめざす生涯スポーツの推進	37
（2）子どものスポーツ活動の充実	37
（3）多様なニーズに対応したスポーツ環境の充実	38
（4）スポーツ関係団体や企業と行政が協働したスポーツ推進体制の強化	38

第3章 枚方市のスポーツ推進に向けた取組

1. 基本理念	39
2. 本計画の目標指標	39
3. 課題解決に向けた施策の方向性	40
4. 施策展開の進め方	43
取組課題1 健康増進・健康寿命の延伸をめざす生涯スポーツの推進	43
施策の方向（1）スポーツに気軽に親しめる環境づくり	43
施策の方向（2）スポーツを通じた健康づくり	48
取組課題2 子どものスポーツ活動の充実	50
施策の方向（3）子どもがスポーツを楽しむための環境づくり	50
取組課題3 多様なニーズに対応したスポーツ環境の充実	53
施策の方向（4）地域スポーツの充実	53
施策の方向（5）障害者（児）のスポーツの促進	54
施策の方向（6）スポーツ資源の充実と活用	55
取組課題4 スポーツ関係団体や企業と行政が協働したスポーツ推進体制の強化	57
施策の方向（7）各種競技スポーツのレベルアップ	57
施策の方向（8）トップアスリートとの交流促進	59

第4章 計画の推進

1. 推進体制	61
（1）各主体に期待される役割	61
（2）行政とスポーツ推進の各団体との推進体制の確立	62
2. 計画の進行管理	63

資料編

1. 枚方市スポーツ推進審議会条例	64
2. 枚方市スポーツ推進審議会委員名簿	66
3. 策定の経過	67
4. 諮問書	68
5. 答申書	69

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画改訂の趣旨

本市では、国のスポーツ基本計画や大阪府スポーツ推進計画における基本的な考え方などを踏まえ、性別や年齢、障害の有無、個人や家族・団体など人数や関わり方に関係なく、多種多様なスポーツを楽しめる環境づくりをめざすことを目的に、平成29年3月に「枚方市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、スポーツ推進に関する様々な取組を進めてきました。

計画期間（平成29年度から令和9年度）の中間年度である令和4年度には、それまでの取組状況を総括し、令和5年6月に中間評価報告書を作成しました。この間、国及び大阪府においては、「第3期スポーツ基本計画」、「第3次スポーツ推進計画」が策定されたことをはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会情勢は大きく変化してきています。こうしたスポーツを取り巻く状況や、本計画の進捗状況を踏まえ、改訂版の策定を行うものです。

（1）社会情勢の変化

本計画の策定以降、スポーツ施策を推進するうえで、スポーツを取り巻く社会情勢は大きく変化してきています。

新型コロナウイルス感染症の影響	人口減少、少子高齢化の加速	共生社会の形成
グローバル化の進展	DXの推進	健康意識の高まり
ライフスタイルの変化、ライフステージに応じたスポーツニーズの多様化		
ラグビーワールドカップ2019※1、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会※2など。		

今後、令和6年にはパリ2024オリンピック・パラリンピックや、令和8年にはFIFAワールドカップ※3、ワールドベースボールクラシック（WBC）※4など、大規模スポーツイベントが目白押しで、スポーツへの関心がさらに高まることが期待されます。また、本市においても、少子高齢化が進み、健康長寿社会の実現を目指す中で、子どもから高齢者まで多様な世代が健康で豊かな人生を送るため、日常的に気軽にできるスポーツが求められています。

※1 ラグビーワールドカップ2019：2019年9月～11月に日本で開催された第9回ラグビーワールドカップで、アジア初の開催国となった。

※2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会：2021年7月23日～9月5日まで、日本の東京都などで開催されたスポーツの総合大会。新型コロナウイルス感染症の影響で、当初開催予定であった2020年から1年延期での開催となった。

※3 FIFAワールドカップ：国際サッカー連盟が主催するサッカーの世界選手権大会。2026年大会は「アメリカ・カナダ・メキシコ」の3カ国共催。

※4 ワールドベースボールクラシック：野球の世界一決定戦。第1回大会は2006年、第2回は2009年に行われ、これ以降は4年に1度の開催となった。次回は2026年開催予定。

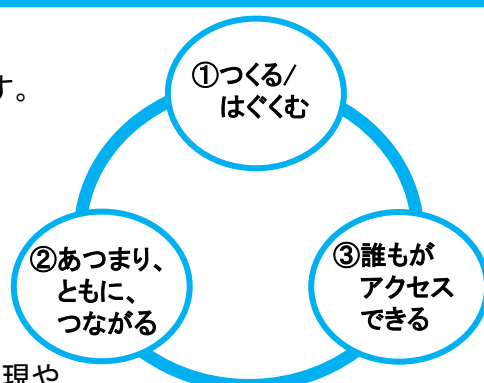
(2) 国のスポーツに関する動向

令和4年3月に策定された国の「第3期スポーツ基本計画」では、「する」「みる」「ささえる」といった観点に加え、スポーツの価値を高めるための「新たな3つの視点」として、「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」といった新たなスポーツへの関わり方や、その視点を支える具体的な施策として、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む「12の施策」が掲げられています。

＜国の第3期スポーツ基本計画＞

スポーツの価値を高めるための「新たな3つの視点」

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や、活動の実施を図る。
- ③ 性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。



今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1. 多様な主体におけるスポーツの機会創出
2. スポーツ界におけるDX※5の推進
3. 国際競技力の向上
4. スポーツの国際交流・協力
5. スポーツによる健康増進
6. スポーツの成長産業化
7. スポーツによる地方創生、まちづくり
8. スポーツを通じた共生社会の実現
9. 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
10. スポーツの推進に不可欠な「ハード※6」「ソフト※7」「人材」
11. スポーツを実施する者の安全・安心の確保
12. スポーツ・インテグリティ※8の確保

※5 DX: Digital Transformation の略称。デジタル技術を活用し、業務、組織、プロセスなど社会制度や組織文化なども変革していくような取組。

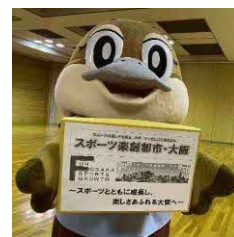
※6 ハード: 物理的な設備・施設・機器のこと。ここでいうハードは、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツができる場の創生を指す。

※7 ソフト: 直接的には見えない情報・理論・規則・運用などのこと。ここでいうソフトは、誰もがスポーツを行いやすくするための環境の構築を指す。

※8 スポーツ・インテグリティ: インテグリティとは「高潔さ、品位、完全な状態」などを意味し、スポーツにおけるインテグリティとは、「スポーツが様々な脅威により欠けることなく高潔な状態」を指す。(脅威とは、八百長・違法賭博、暴力ハラスメント等)

(3) 大阪府のスポーツに関する動向

国の動きを踏まえ、大阪府では、令和4年3月に「第3次大阪府スポーツ推進計画」を策定、「『スポーツ楽創都市・大阪』～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ～」を目指すべきスポーツ像として掲げ、3つの基本理念をもとに幅広い分野にかかわるスポーツ施策を推進しています。



＜大阪府の第3次スポーツ推進計画 基本理念＞

- ◆誰もが「する」「みる」「ささえる」を通じスポーツを楽しむ
- ◆スポーツの楽しさを共有し、楽しさがあふれる大阪のまちへ
- ◆スポーツの楽しさを通じ、人とまちが活性化し、ともに成長する

(4) その他の計画等

国のスポーツ基本計画や大阪府のスポーツ推進計画のほか、障害者のスポーツ活動の推進や、ガバナンス向上を通じた競技団体等の組織体制の充実、スポーツ実施率向上のための個別計画などが策定されました。

- 「障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～」の策定（平成31年3月）
- 「スポーツ団体ガバナンスコード※9（一般スポーツ団体向け）」の策定（令和元年8月）
- 「スポーツ実施率向上のための行動計画」の策定（平成30年9月）



スポーツコラム

《Sport in Life プロジェクト》

「Sport in Life プロジェクト」とは、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになることを目指し、国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を目指し、スポーツ庁が取り組むプロジェクト。



（参考：スポーツ庁「Sport in Life」）

《FUN+WALK PROJECT》

スポーツ参画人口拡大を通じて、国民の健康増進を図ることを目的に、歩くことをもっと楽しく、楽しいことをもっと健康的なものに変えていく、スポーツ庁の官民連携プロジェクト。

（参考：スポーツ庁「FUN+WALK PROJECT」）



※9 ガバナンスコード：スポーツ団体におけるガバナンスコードは、スポーツ団体が適切な組織経営を行う上での原則・規範。

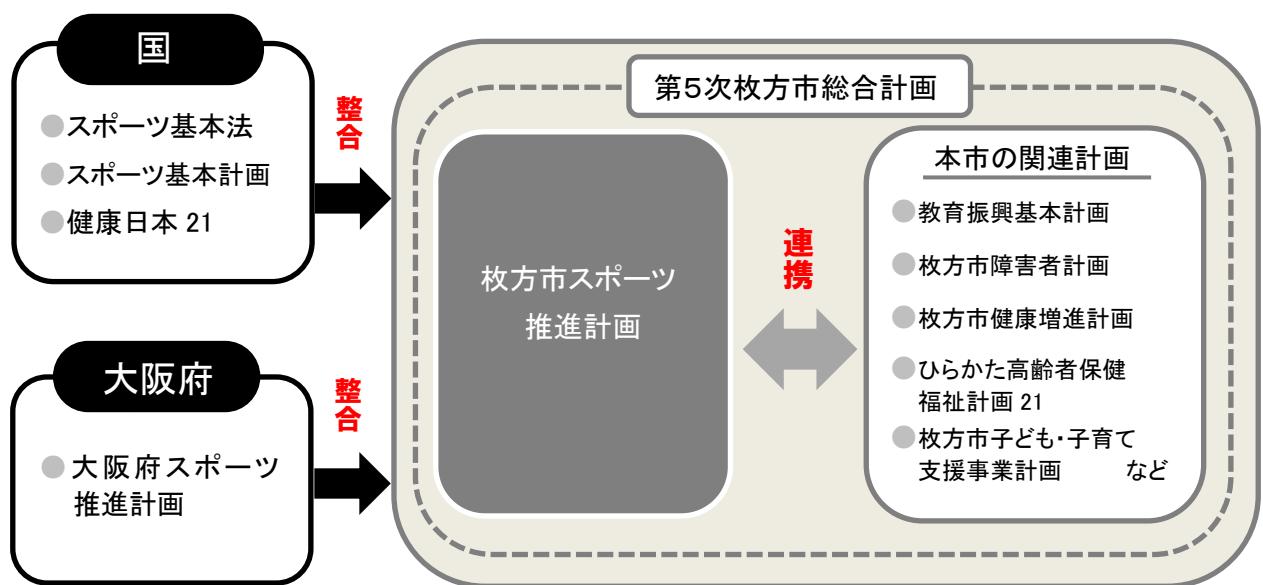
2. 計画の位置づけ

法的根拠と関連計画との整合

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づくスポーツの推進に関する計画で、国のスポーツ基本計画の考え方を踏まえ、本市のスポーツに関する施策を関係団体や関係機関などと連携を図りながら、総合的に推進するための指針となるものです。

また、平成28年3月に策定した「第5次枚方市総合計画」におけるスポーツ推進に関する施策目標（「誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち」）のための取組を具体化する分野別行政計画※10に位置づけられます。

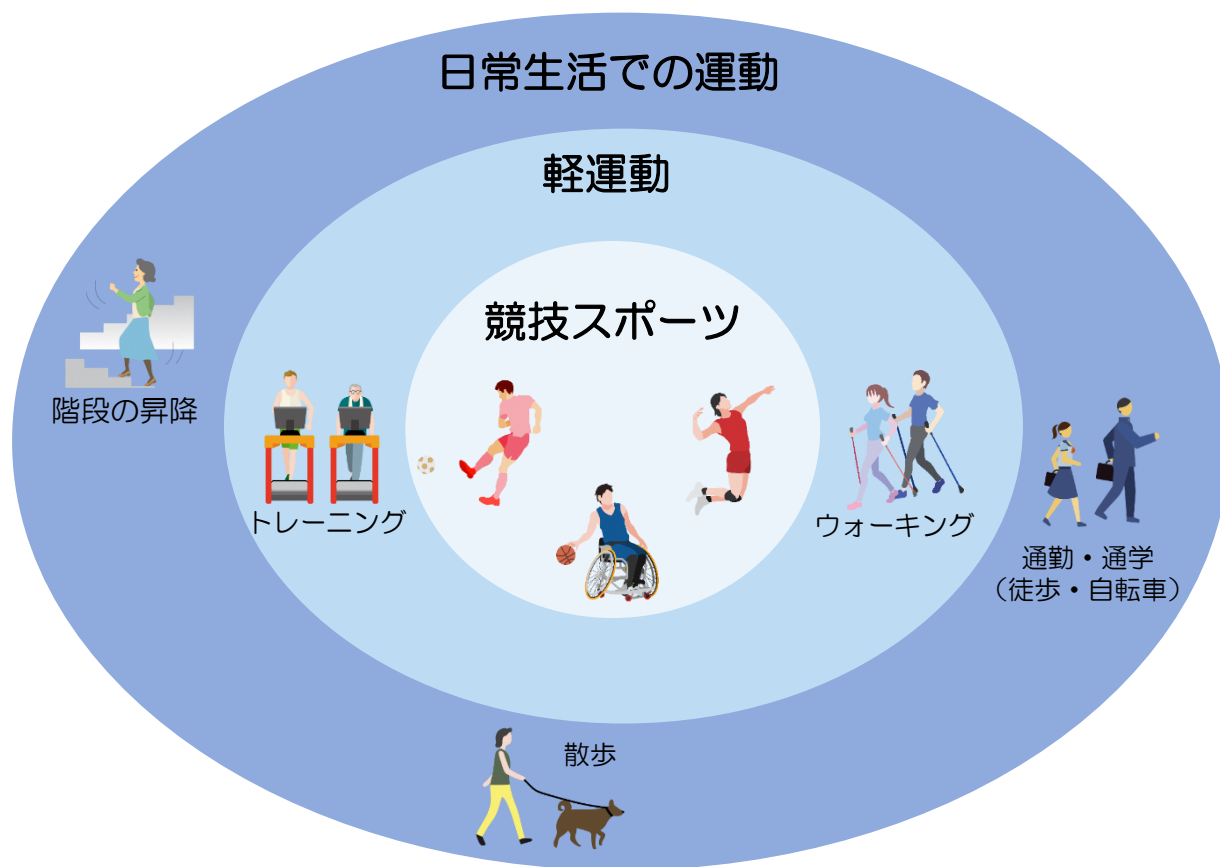
さらに、教育基本法や社会教育法（文部科学省）と整合を図るとともに、「大阪府スポーツ推進計画」をはじめ、「健康日本21」（厚生労働省）と本市の「教育振興基本計画」「枚方市障害者計画」「枚方市健康増進計画」「ひらかた高齢者保健福祉計画21」「枚方市子ども・子育て支援事業計画」など関連する計画と連携して施策を推進します。



※10 分野別行政計画：行政が取り組む各分野における基本方針を示す計画。

3. 計画の基本的視点

(1) 本計画でのスポーツの捉え方



国の「第3期スポーツ基本計画」においては、スポーツを『「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に根源を持つもの』として、捉えています。

本計画では、競技スポーツはもとより、他者とのコミュニケーションなどの目的で行う身体的活動に加え、健康のための散歩や体操などの軽い運動、徒歩や自転車による通勤や買い物などの日常生活における活動など、健康や体力の維持、増進を意識的に行う様々な身体活動を含むものとし、多くの市民が自らの意志で楽しむ活動という広い意味で捉えます。

(2) 基本的視点

スポーツ基本法「第一章 総則」の「第二条 基本理念」では、スポーツについて「国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない」、「スポーツは（中略）当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない」と明記されています。このような考え方を踏まえ、本市のスポーツ推進の基本的な視点を次のとおりとします。

①生涯スポーツの推進

市民の健やかで豊かな生活を実現するためには、生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたってスポーツに親しめる環境をつくることが一層重要になっています。

そのため、スポーツ基本法の考え方等を踏まえ、「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツにアクセスできるという視点に立ち、市民一人ひとりの豊かなスポーツライフを支援し、生涯スポーツを推進します。

②健康スポーツの推進

不適切な食生活、運動不足など不健康な生活習慣の積み重ねが原因で起こりやすくなる生活習慣病を予防するとともに、身体機能の向上を図るなど介護予防の取組を推進し、スポーツを通じて健康寿命の延伸に努めることが重要となっています。

そのため、市民一人ひとりが、自分に合ったスポーツやレクリエーション活動を見つけ、楽しく健康づくりに無理なく取り組むことができるよう、子どもから高齢者まで幅広く参加し健康増進につながるスポーツを推進します。

③地域の活性化につながるスポーツ活動の推進

ライフスタイルや価値観の多様化により、地域社会における人間関係の希薄化が進んでいます。このような現状を踏まえ、市民のスポーツ活動への参加が地域での交流を生み出し連帯感を強めるよう、老若男女、障害の有無に関係なく、「市民の」「市民による」「市民のための」安全で楽しくスポーツができる環境づくりを推進します。

(3) 本計画と SDGs の関係

SDGs★が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第5次枚方市総合計画の「めざすまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDGs の各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取組を進めています。

本計画においては、SDGs が示す 17 のゴールのうち、次の5つを主な目標として SDGs 達成に向けた取組を推進していきます。



★SDGs とは

平成 27(2015)年 9 月の国連サミット※11 で採択された国際社会全体の開発目標です。

17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、2030 年までに誰一人取り残さない世界の実現を目指すとしています。これを受け、わが国では、SDGs で掲げられている目標を達成するための具体的な行動指針としてアクションプランを策定し、各自治体においても、地方創生の観点から取組が進められています。

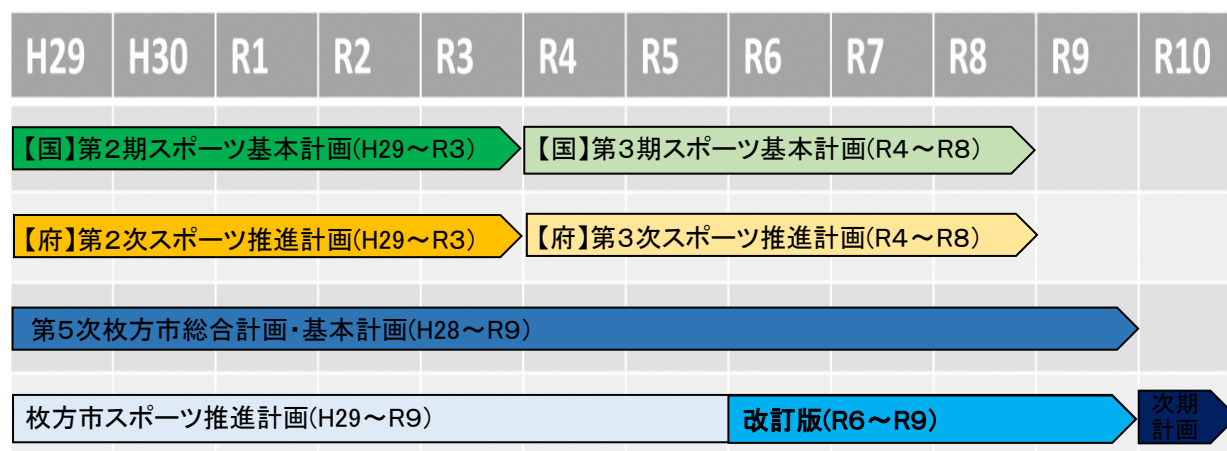
(参考:「枚方市 SDGs 取組方針」)

4. 計画の推進期間

本計画の推進期間は、第5次枚方市総合計画・基本計画の期間を踏まえ、平成 29 年度から令和 9 年度までの 11 年間としています。

改訂版は、令和 6 年度以降に取り組むべき指針を定めるもので、令和 6 年度から令和 9 年度までの後期計画として位置づけます。

なお、本計画期間中においても、国・大阪府の動向や本計画の進捗状況、社会情勢等の変化に応じて、計画の見直しの必要が生じた場合は柔軟に対応するものです。



※11 国連サミット: 国際連合加盟国の首脳や代表が参加する会議のこと。2015 年9月のサミットは環境問題と持続可能な開発をテーマに開催された。

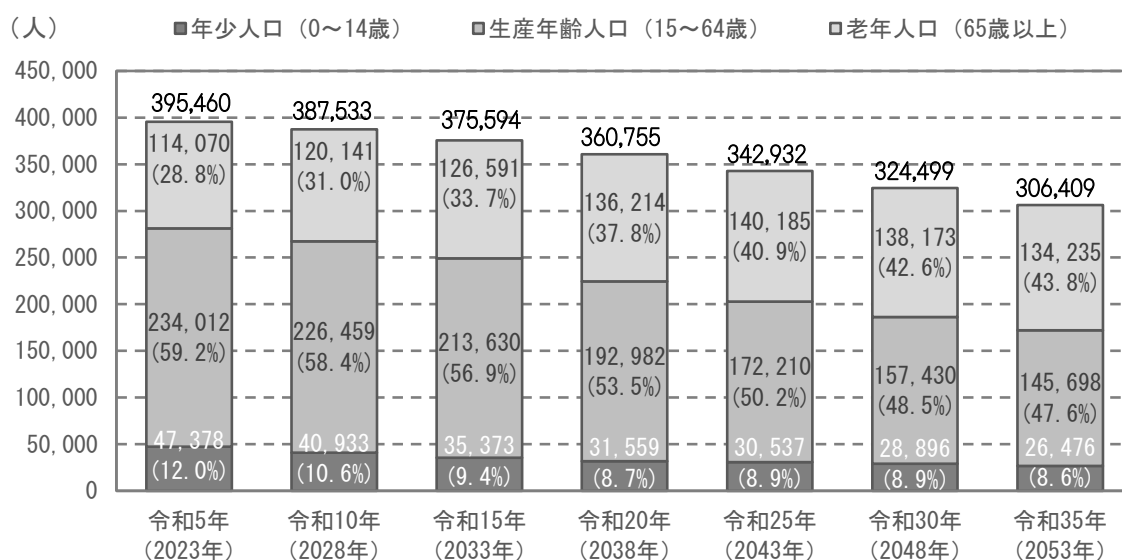
第2章 スポーツを取り巻く環境

1. 枚方市におけるスポーツの現状

■枚方市の人口と高齢化の状況

本市の人口は、平成21年をピークに微減傾向が続いてきましたが、令和2年に40万人を割込み、令和5年に395,460人となるなど、さらに減少傾向にあり、今後の人口推計においてもこの傾向はさらに続くものと推測されています。

他方、老年人口割合は上昇を続け、令和25年(2043年)には40%を上回り、令和35年(2053年)には43.8%に達する見込みです。



資料：枚方市人口推計調査(令和5年11月)

(1) 市民のスポーツに関する意識と行動

市民の運動・スポーツ活動に関する現状や意識などを調査することを目的に実施した「令和4年度枚方市運動やスポーツに関するアンケート調査」（以下「R4市民アンケート」という。）の結果を分析したところ、市民のスポーツに関する意識と行動の概要は次のとおりです。

◆ R4市民アンケート実施概要

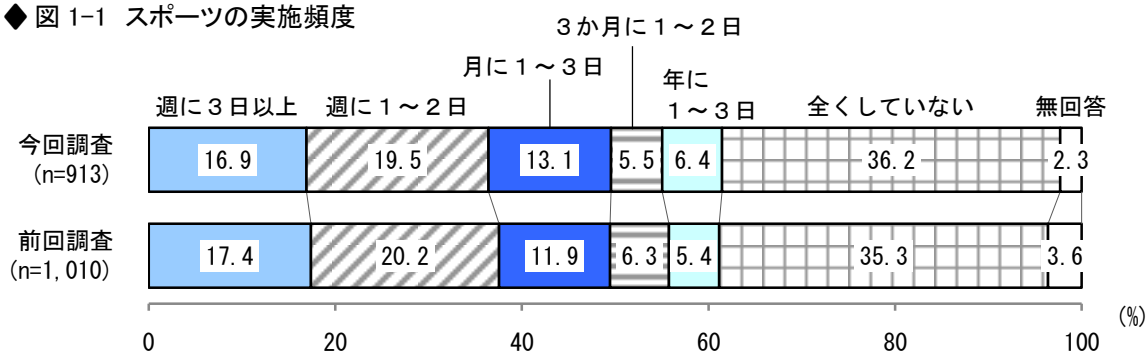
調 査 対 象	枚方市内在住の満 18 歳以上の男女個人 2,000 人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調 査 方 法	郵送調査及びオンライン調査
調 査 期 間	令和4年9月26日(月)～10月11日(火)
回 収 率	46.4%(928件)

I 成人のスポーツ活動

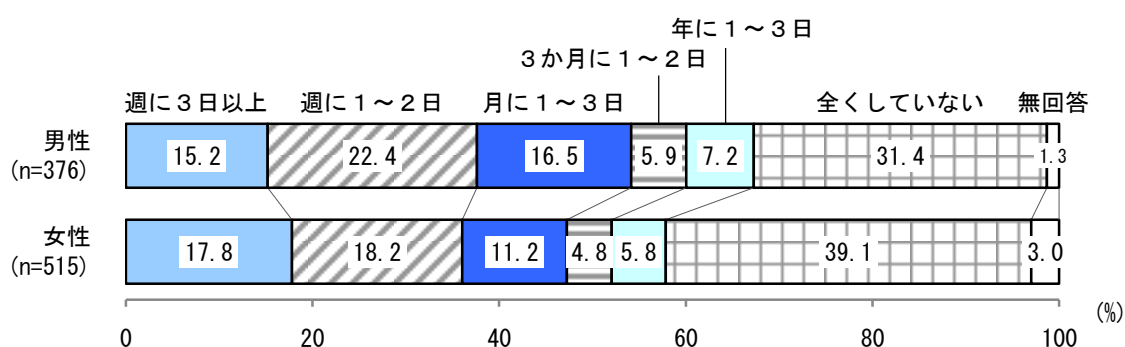
この1年間の運動やスポーツの実施頻度については、「全くしていない」が36.2%で最も高く、次いで「週に1～2日」が19.5%、「週に3日以上」が16.9%となっています。「週に3日以上」と「週に1～2日」をあわせた「週に1日以上」は36.4%であり、「平成28年度枚方市運動やスポーツに関するアンケート調査」（以下、「前回調査」という。）（37.6%）に比べ、今回は1.2ポイント低くなっています（図1-1）。

性別でみると、「全くしていない」は男性（31.4%）より女性（39.1%）のほうが7.7ポイント多くなっています（図1-2）。

◆ 図1-1 スポーツの実施頻度



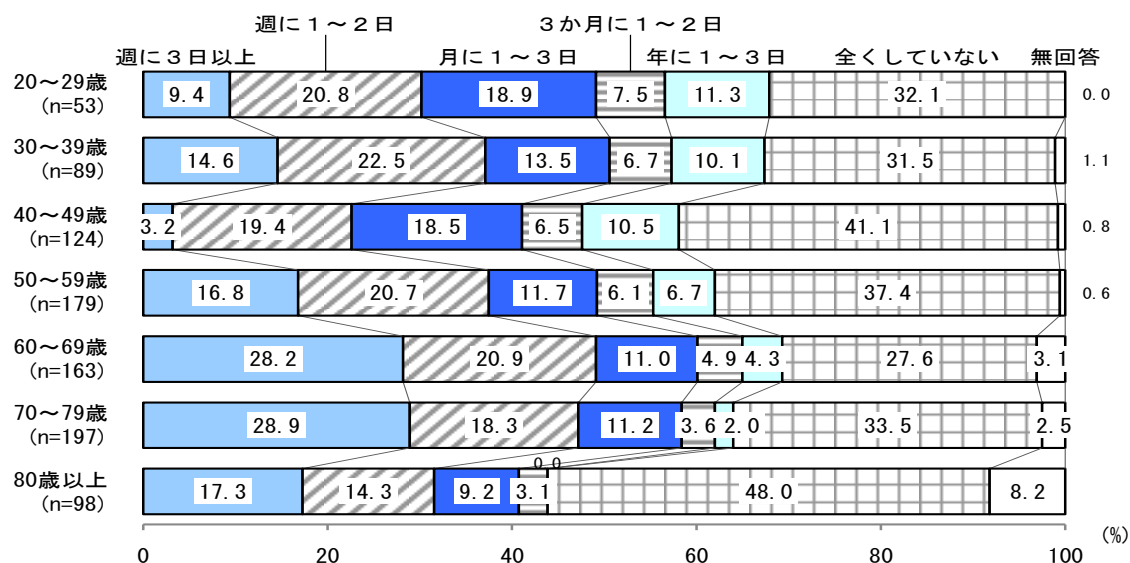
◆ 図1-2 スポーツの実施頻度(男女別)



スポーツを週に1日以上行っている市民は、40歳代が22.6%と特に低くなっています(図1-3)。前回調査と比較すると、30歳代が28.7%から37.1%、50歳代が34.3%から37.5%と改善が見られます(図1-4)。

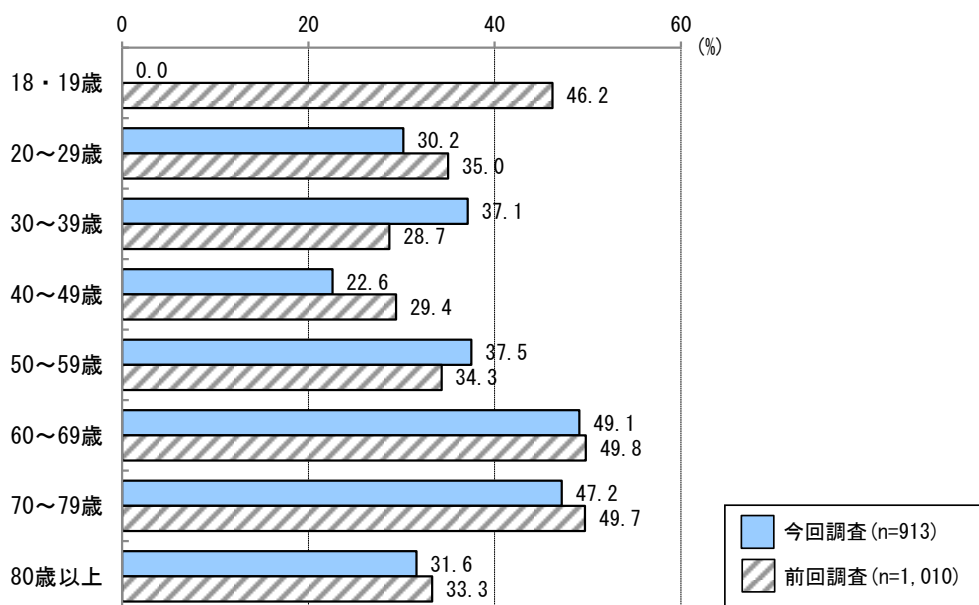
また、スポーツ実施率が低い40歳代で、運動を始めたきっかけは、「家族や友人、近所の人に誘われて」が33.3%、実施率が次に低い20歳代でも38.5%と高くなっています(図1-5)。

◆ 図1-3 スポーツの実施頻度(年代別)

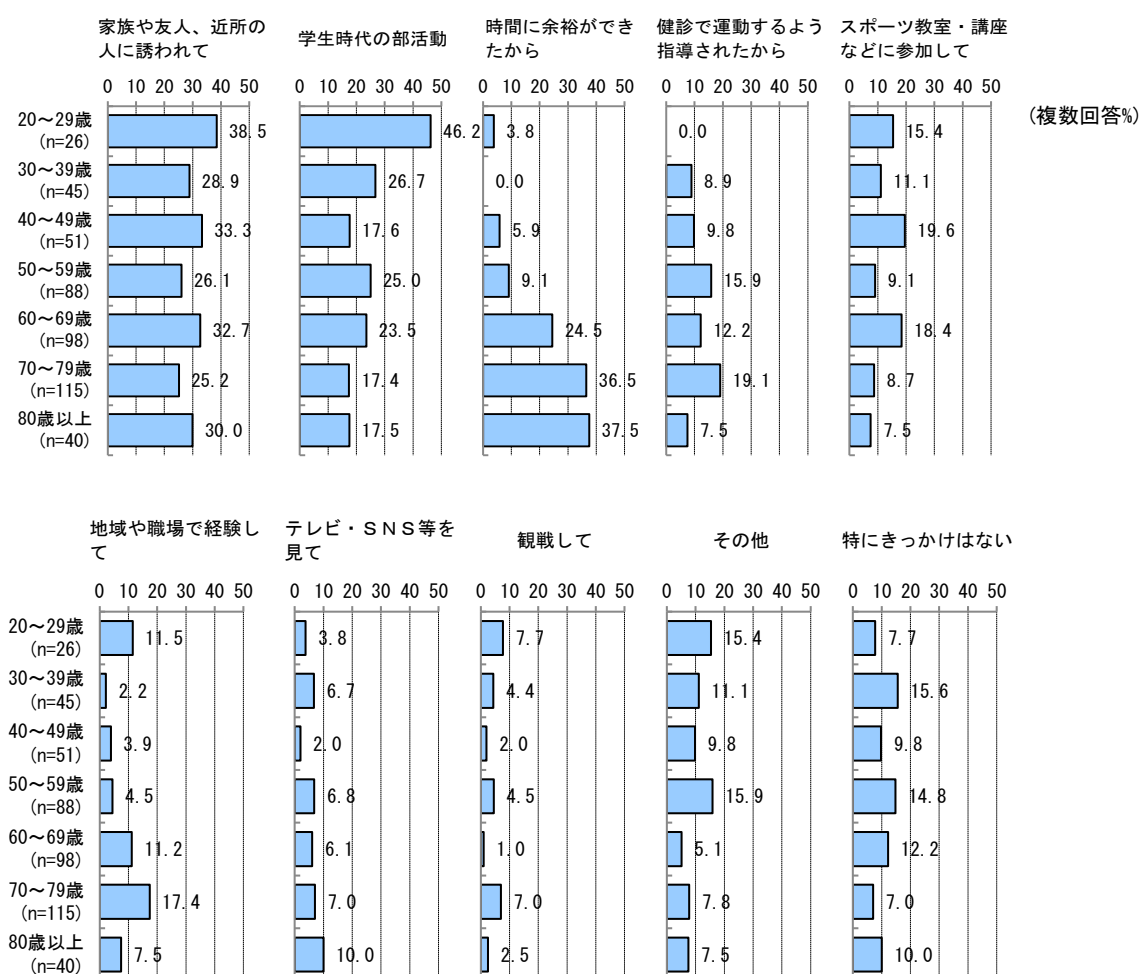


※年代別は補正前の集計値のため、nの合計は全体と一致しない。

◆ 図1-4 週1日以上のスポーツの実施頻度



◆図 1-5 運動を始めたきっかけ(年代別)



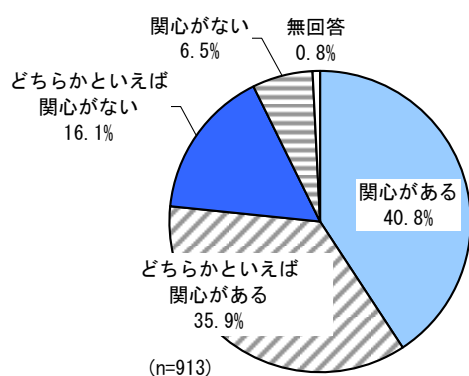
※スポーツの実施頻度が「週に3日以上」「週に1～2日」「月1～3日」と回答した方がのみが回答

①スポーツに対する関心度

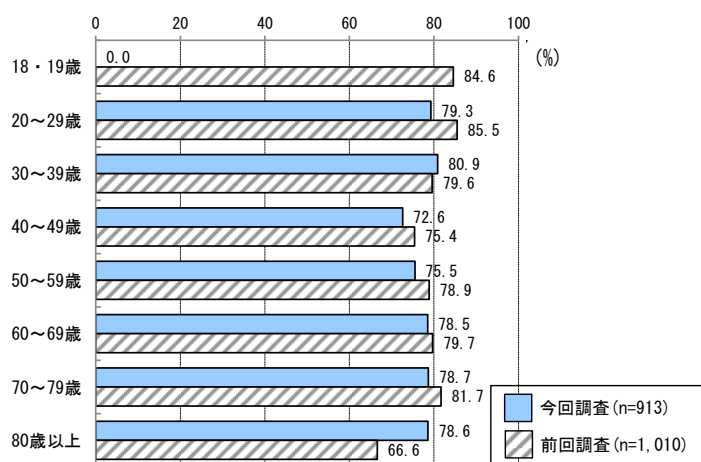
スポーツに対する関心度は、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」が全体の 76.7%で、どの世代においても 70%以上を占めています。前回調査に比べ、80 歳以上の関心度が 66.6%から 78.6%に上昇しましたが、一方で、30 歳代を除く各年代においては、やや低下している状況です（図 1-6、図 1-7）。

運動やスポーツを始めようと思えるきっかけとしては、「友人・家族の誘い」が 20 歳代で 63.0%、30 歳代で 55.8%、40 歳代で 55.6%と高く、60 歳代では「興味のあるスポーツ教室の開催」が 36.7%、70 歳代では「医師からの指導」が 22.1%となりました（図 1-8）。

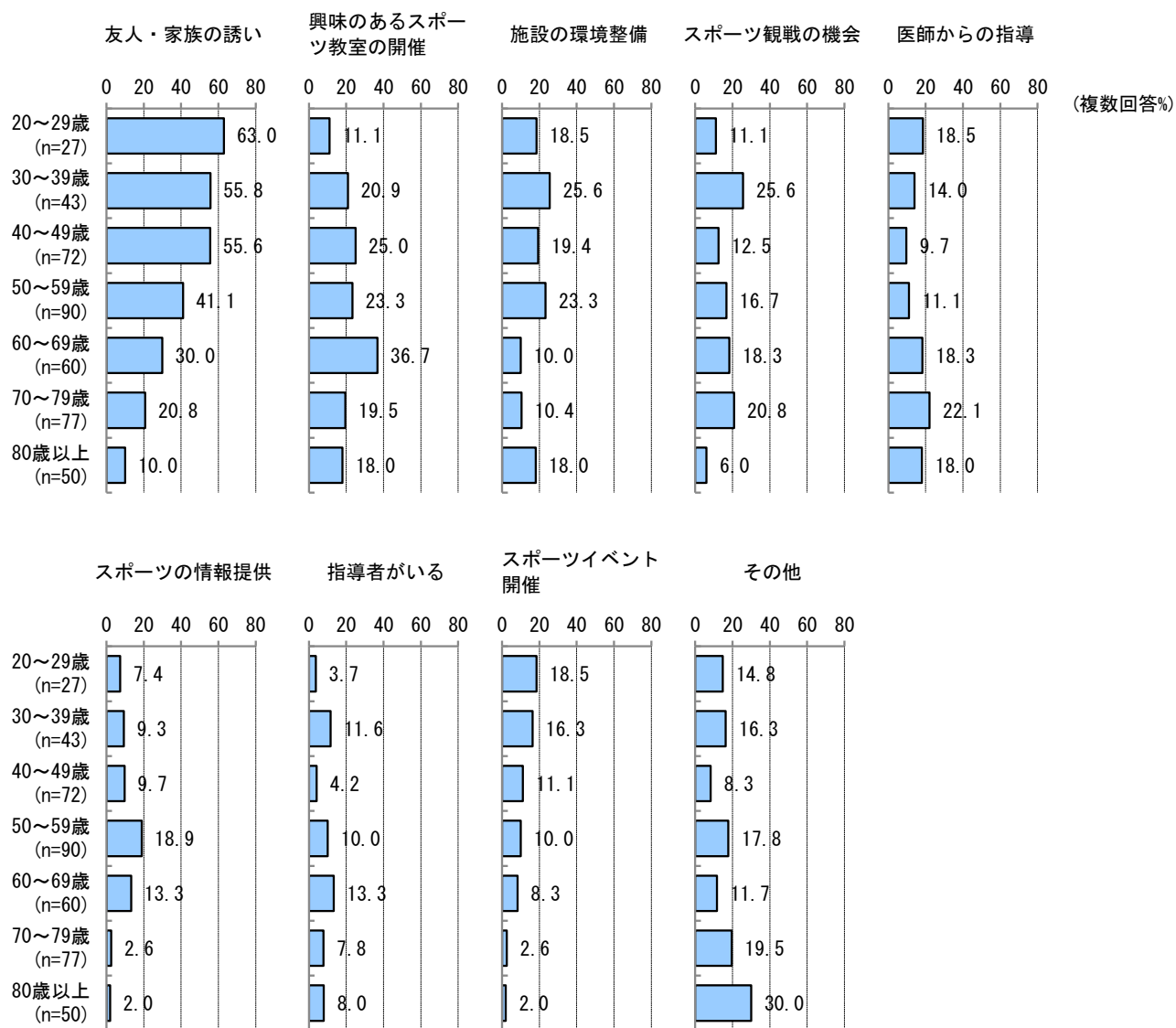
◆図 1-6 スポーツに対する関心度



◆図 1-7 スポーツに対する関心度(年代別)



◆図 1-8 運動やスポーツを始めようと思えるきっかけ(年代別)



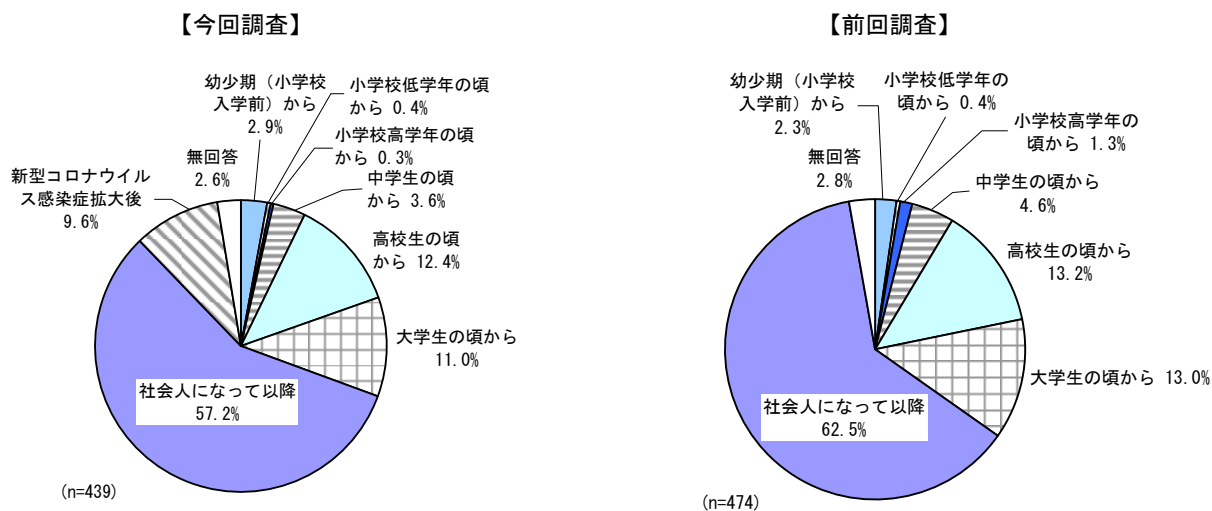
※スポーツの実施頻度が「週に3日以上」「週に1～2日」「月1～3日」と回答した方が回答

②スポーツに取り組まない理由

運動やスポーツをしなくなった時期は「社会人になって以降」が57.2%と高くなり、前回調査62.5%より5.3%高くなっています（図1-9）。

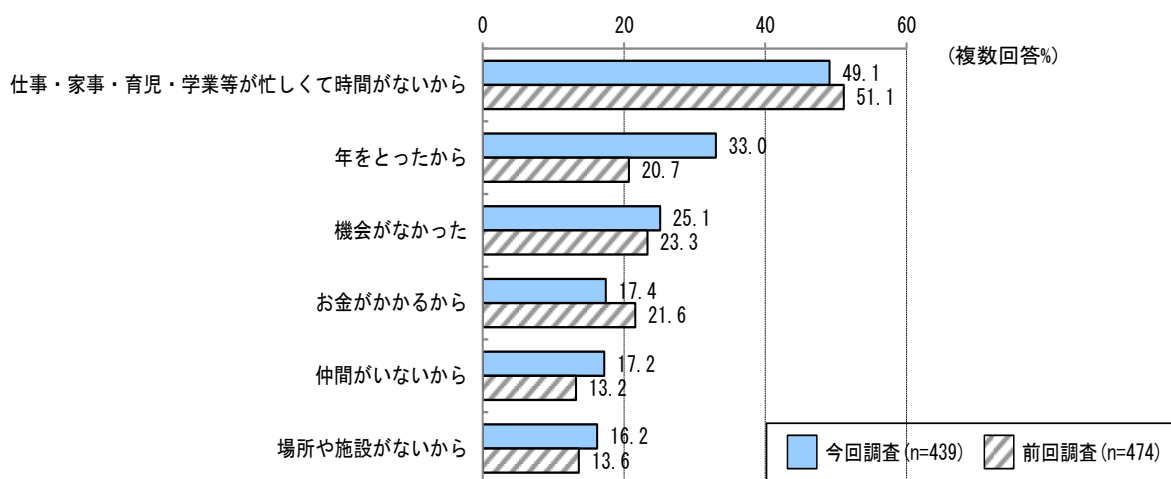
また、運動やスポーツをしていない理由は、前回調査と同様、「仕事・家事・育児・学業等が忙しくて時間がないから」が49.1%と最も高く（図1-10）、年代別でみると特に30・40歳代では7割台を占めています（図1-11）。

◆図1-9 運動やスポーツをしなくなった時期



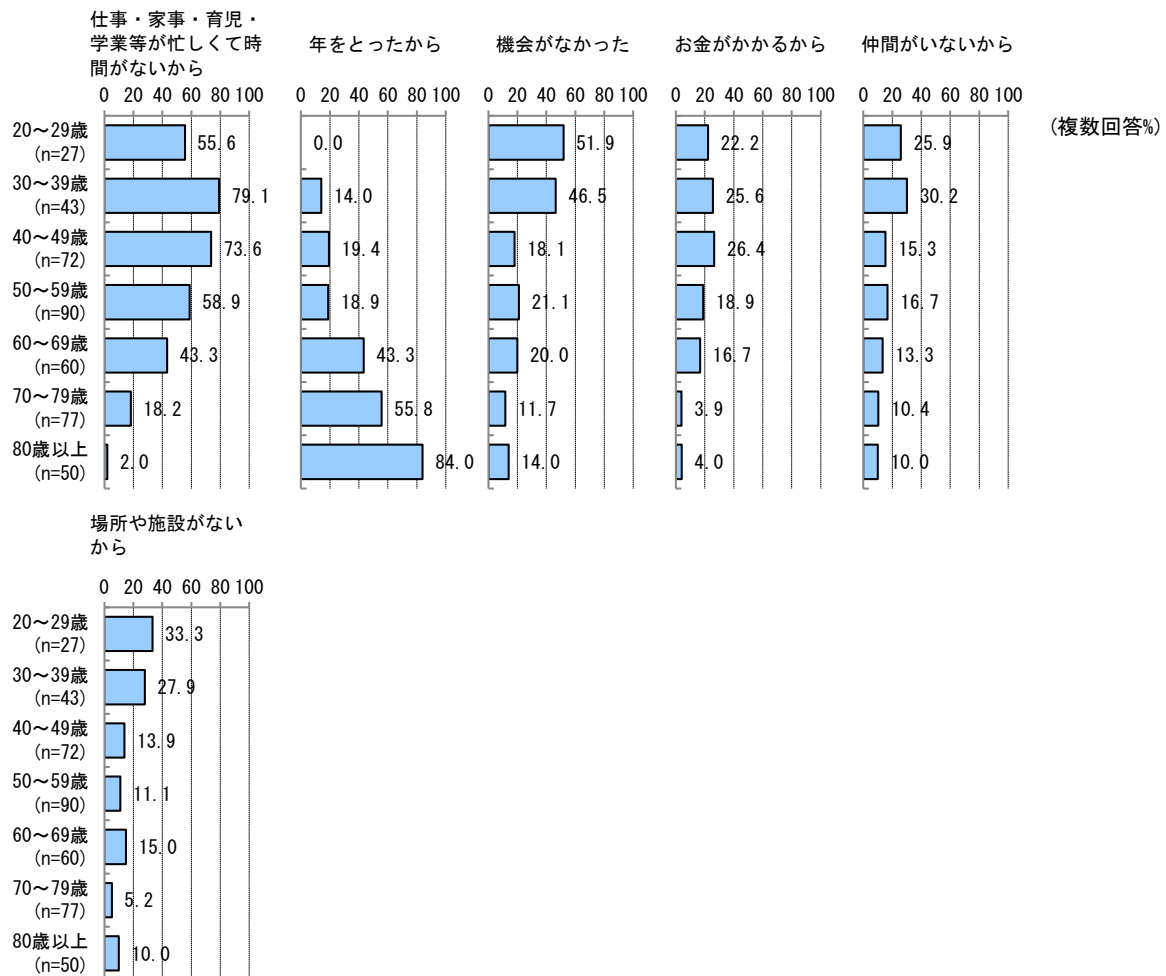
※スポーツの実施頻度「3か月に1～2日」「年に1～3日」「全くしていない」と回答した方がのみが回答

◆図1-10 運動やスポーツをしていない理由（上位6位抜粋）



※スポーツの実施頻度「3か月に1～2日」「年に1～3日」「全くしていない」と回答した方がのみが回答

◆図 1-11 運動やスポーツをしていない理由(年代別)(上位6位抜粋)

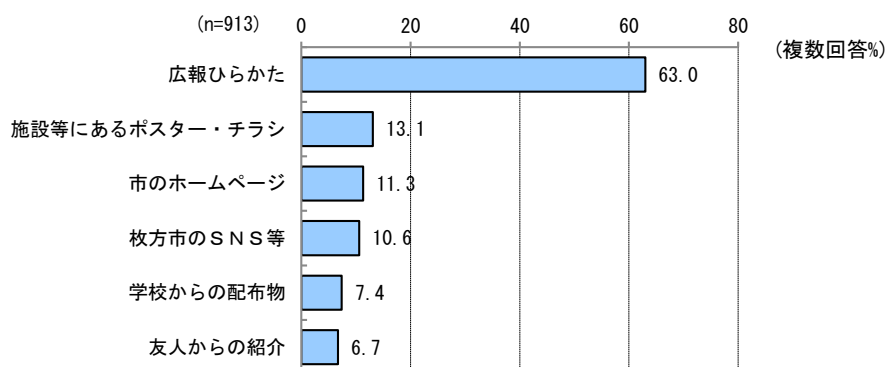


※スポーツの実施頻度「3か月に1～2日」「年に1～3日」「全くしていない」と回答した方がのみが回答

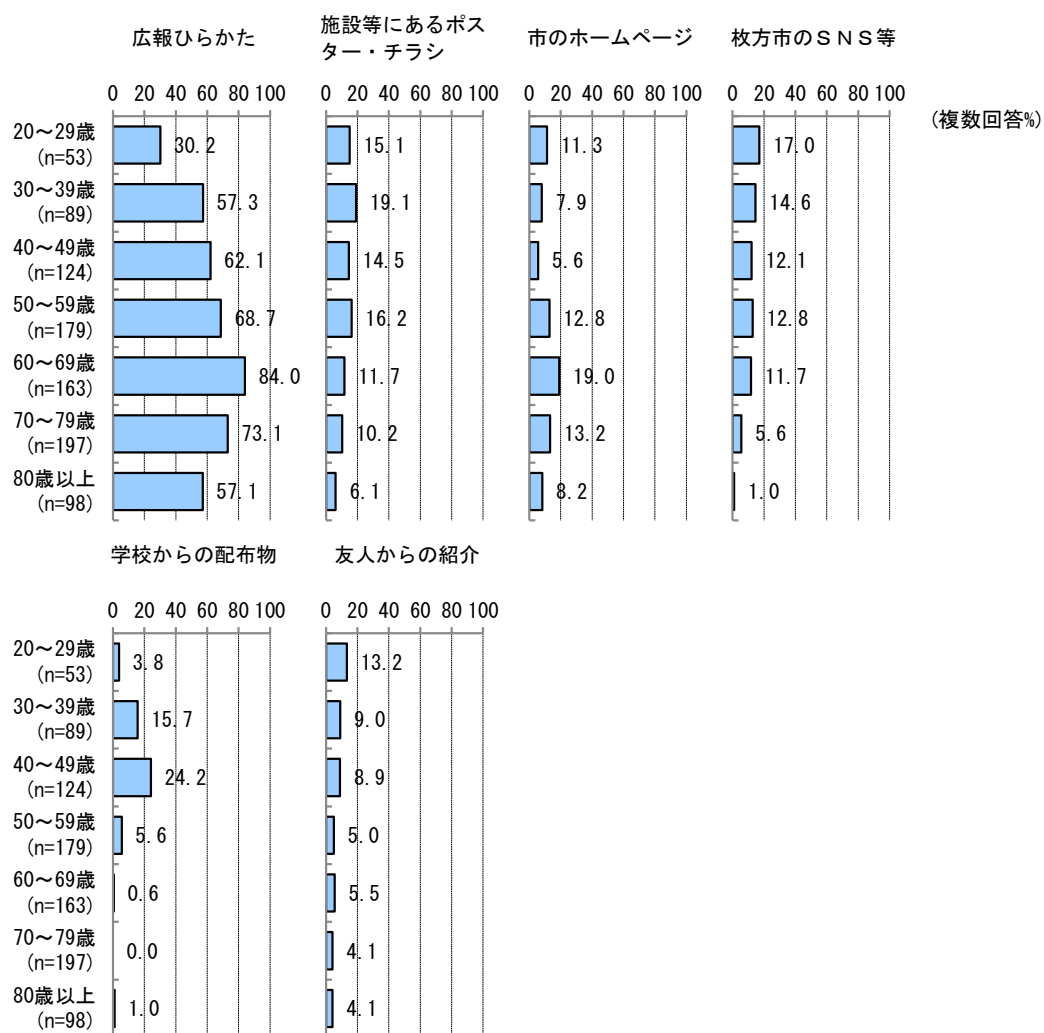
③スポーツに関する情報の入手方法

スポーツ情報の入手先として、最も多いのは「広報ひらかた」で 63.0%を占めており、次いで「施設等にあるポスター・チラシ」が 13.1%、「市のホームページ」が 11.3%となっています(図 1-12)。また、年代別では 20 歳代を除くどの世代においても、スポーツ情報の入手先として「広報ひらかた」としているのは、5 割以上を占める結果となっています(図 1-13)。

◆図 1-12 枚方市のスポーツ情報の入手先(上位6位抜粋)



◆図 1-13 枚方市のスポーツ情報の入手先(年代別)(上位6位抜粋)



※年代別は補正前の集計値のため、nの合計は全体と一致しない。

Ⅱ 高齢者のスポーツ活動

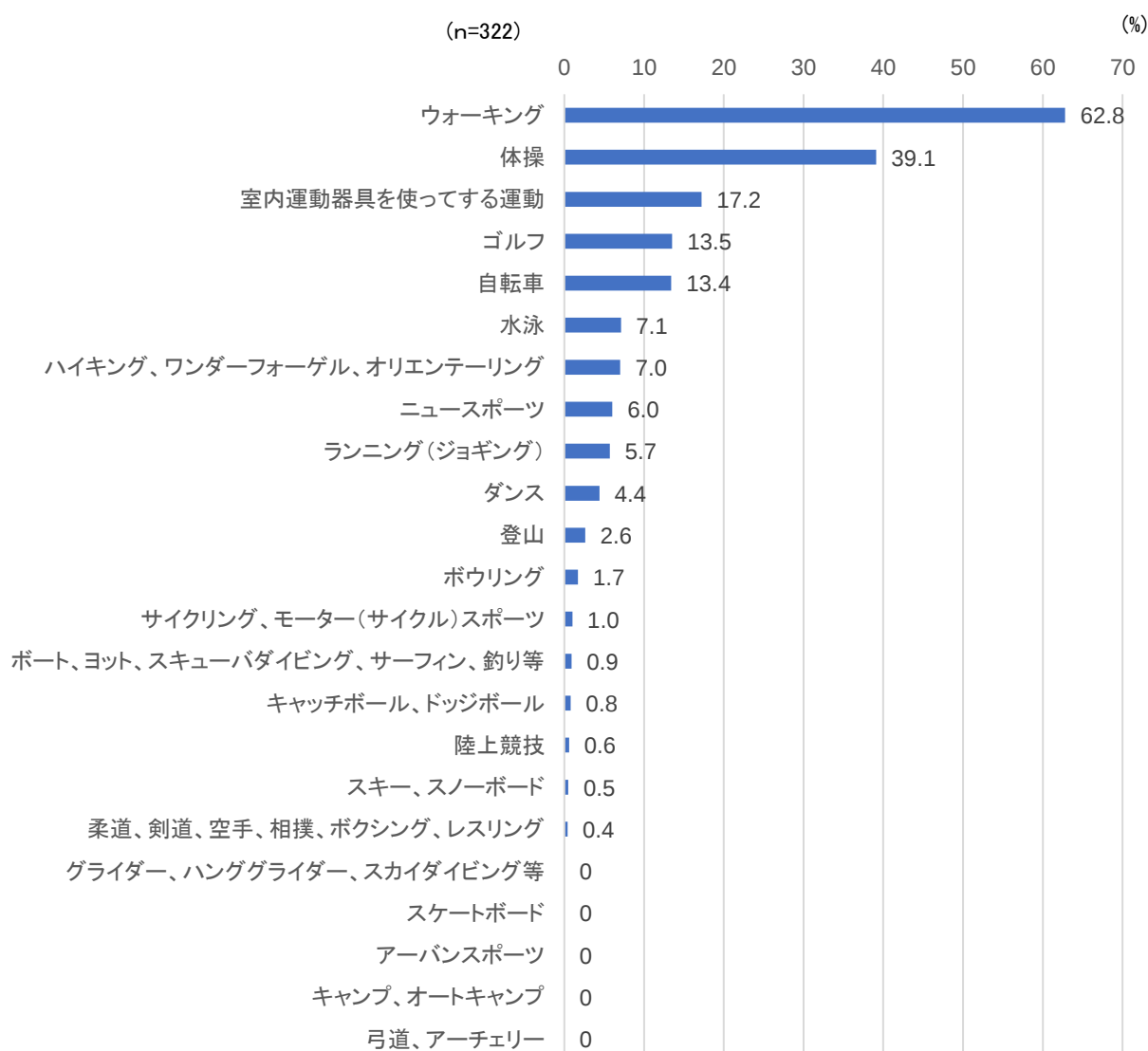
高齢者の健康増進、介護予防だけでなく、生きがいや心身の健康づくりを目的に、様々な運動やニュースポーツの参加機会の提供、運動教室・運動の実技指導などを通じ、健康寿命の延伸につなげる取組を実施しています。

R4 市民アンケートの結果では、65 歳以上の人を実施しているスポーツは、「ウォーキング」や「体操」、「室内運動器具を使ってする運動」が上位を占めています（図 2-1）。

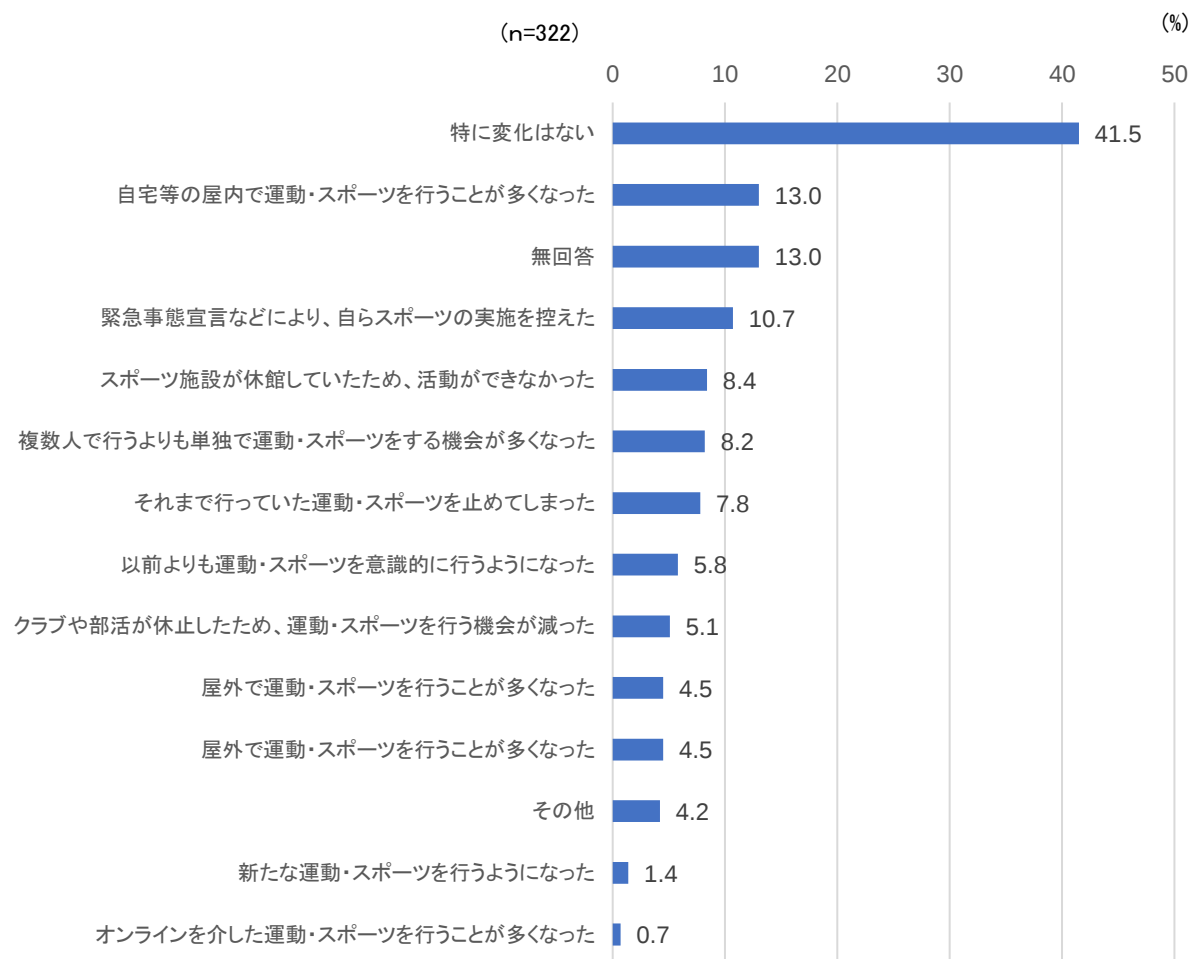


また、新型コロナウイルス感染拡大による運動・スポーツ環境の変化では、「特に変化がない」が 40%強となった一方で、「自宅等の屋内で運動・スポーツを行うことが多くなった」が次に高い結果となっています（図 2-2）。

◆図 2-1 現在行っている運動やスポーツ(65 歳以上)



◆図 2-2 新型コロナウイルス感染拡大による運動・スポーツ環境の変化(65 歳以上)



Ⅲ 子どものスポーツ活動

①幼児期におけるスポーツ活動

平成30年4月に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園※12 教育・保育要領が改訂されました。新たな要領・指針では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として「10の姿」が示され、その中の1つに「健康な心と体」と挙げられています。「健康な心と体」とは、「園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる」とこととされており、自ら体を動かして遊ぶ楽しさを覚えることにより伸び伸びと行動する力を得られることができます。

このように、要領・指針で示された「10の姿」を意識し、1人ひとりの子どもの発達に配慮した教育課程、全体的な計画を作成し低年齢から楽しんで取り組める運動遊びなどを通して、運動発達及び運動機能の獲得の援助や体力の向上につなげるための取組を行っています。

また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対しては、運動遊びに関する実技研修や外部機関が実施する体操等の実技研修の受講を通じて、乳幼児の発達に応じた運動機能が獲得できるよう教育・保育内容の向上に努めています。さらに、各園でもそれぞれの特色を生かした研修を実施し、乳幼児の実態を踏まえた運動指導のあり方について職員同士の共通理解を深めるよう努めるとともに、小学校入学時において円滑な就学がなされるよう、小学校と情報を共有し、体力向上を意識した運動や遊びを行っています。



◆就学前児童施設におけるスポーツ活動に関する主な取組

○体操・リトミック※13の実施

○自由遊びやクラス活動での運動遊び(体育遊具、鬼ごっこ、ふれあい遊び等)
を取り入れた保育・教育の実施

○リレー(かけっこ)、冬季のマラソン、縄跳び、フープ、ボール遊びや
歩くことを目的とした散歩や園外保育の実施



※12 幼保連携型認定こども園:幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を有するもの。

※13 リトミック:体の動きを音楽に結びつけてリズム感覚を養うもので、舞踊・体操などにも採り入れられる。

②小・中学校におけるスポーツ活動

令和４年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下、「R４運動能力等調査」という。）の結果から、本市の小学５年生と中学２年生の種目別の体力測定結果をみると、小学校の児童では、男女とも長座体前屈、50m走において全国平均を上回っています。その他の種目では全国平均を下回った結果となりました。中学校の生徒では、女子の50m走、立ち幅とびにおいて全国平均を上回っています。その他の種目では全国平均を下回った結果となりました。

また、小学校では全８種目のうち、男子は５種目、女子は７種目で大阪府平均を上回り、中学校では全９種目のうち、男子は７種目、女子は４種目で、大阪府平均を上回っています（図３-１）。

◆図３-１ R４運動能力等調査結果

小学校【平均値】		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
５年男子	R4枚方市	15.74	18.78	35.01	36.81	44.7	9.37	149.39	20.1
	R4大阪府	16.02	18.56	33.42	38.2	43.39	9.49	150.04	19.48
	R4全国	16.21	18.86	33.79	40.36	45.92	9.53	150.83	20.31
５年女子	R4枚方市	16.02	17.55	39.9	35.07	34.57	9.61	143.45	12.86
	R4大阪府	15.92	17.47	37.81	36.33	34.13	9.7	142.89	12.6
	R4全国	16.1	17.97	38.18	38.66	36.97	9.7	144.55	13.17

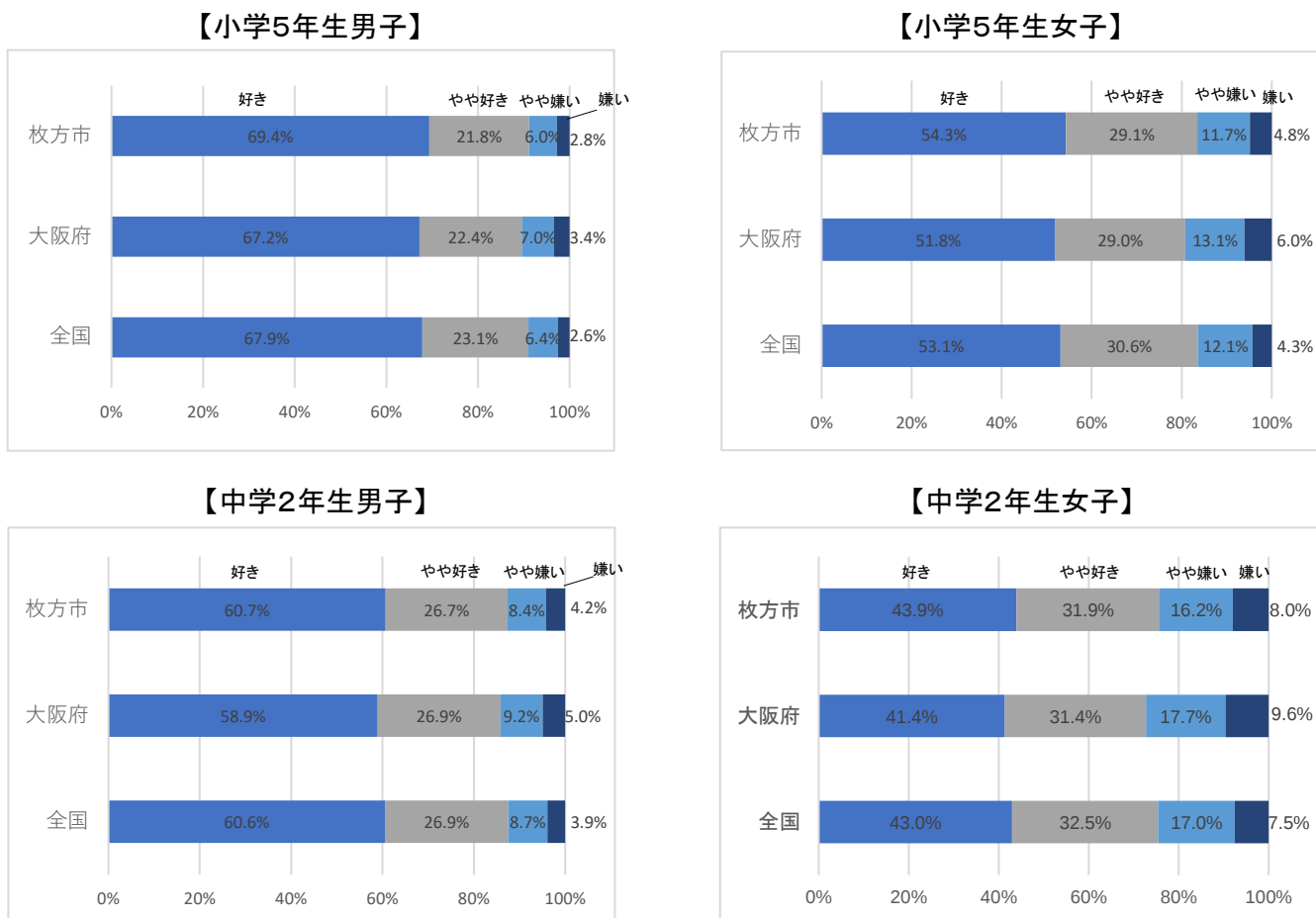
中学校【平均値】		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
２年男子	R4枚方市	28.77	25.6	42.05	50.66	419.08	77.01	8.08	192.79	20.12
	R4大阪府	27.95	25.53	42.02	50.66	422.56	77.5	8.14	192.36	19.43
	R4全国	28.99	25.74	43.87	51.05	409.81	78.07	8.06	196.89	20.28
２年女子	R4枚方市	22.23	20.08	44.17	45.08	304.98	50.46	8.91	167.19	12.24
	R4大阪府	22.7	21.38	45.1	45.63	313.47	50.81	9.08	163.1	11.7
	R4全国	23.21	21.67	46.07	45.81	302.89	51.6	8.96	167.04	12.61

（参考：全国体力・運動能力、運動習慣等調査）

(ア)小・中学生の運動に関する考え

R4 運動能力等調査の結果から、「運動が好き」の回答をみると、小学校の児童では、「好き」「やや好き」の割合は、男子はほぼ全国平均並みとなっていますが、女子は全国平均をやや下回っています。中学校の生徒では、「好き」「やや好き」の割合は、女子が全国平均をやや上回り、男子はほぼ全国平均並みとなりました（図 3-2）。

◆図 3-2 運動が好き

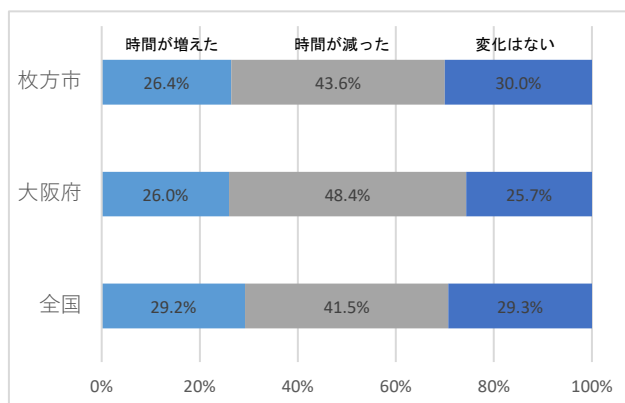


(イ) コロナ前と比べた運動やスポーツをする時間

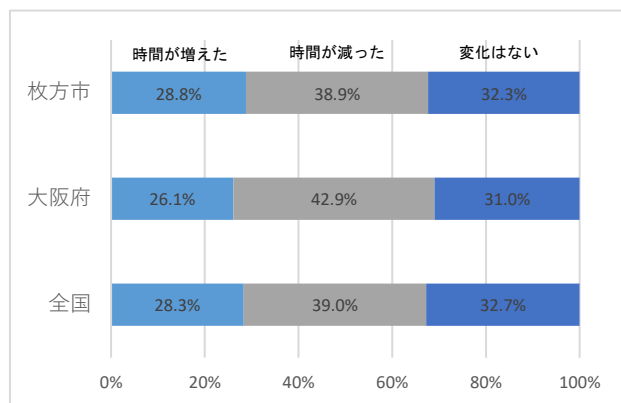
コロナ前と比べた運動やスポーツをする時間をみると、「時間が減った」と回答した割合は、小学校の児童では、男子が全国平均を上回り、女子はやや下回っています。中学校の生徒では、男子・女子ともに全国平均を上回り、50%以上が運動やスポーツをする時間が減ったと感じています（図 3-3）。

◆図 3-3 コロナ前と比べた運動やスポーツをする時間

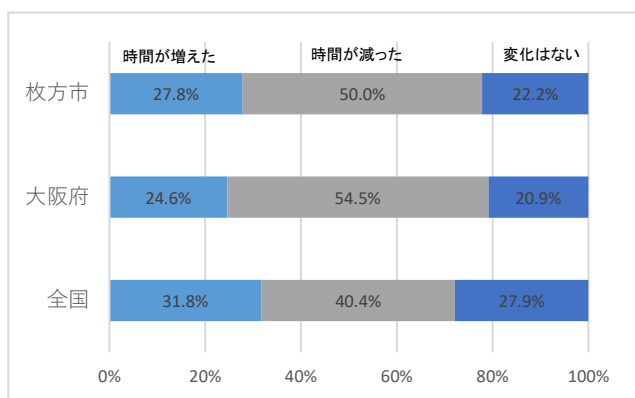
【小学5年生男子】



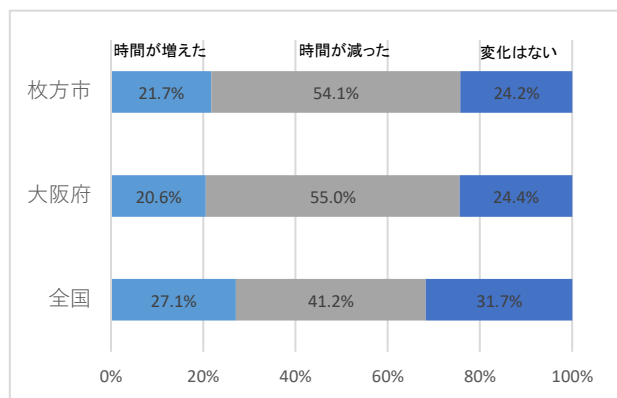
【小学5年生女子】



【中学2年生男子】



【中学2年生女子】



③スポーツ指導者の活動

枚方市スポーツ少年団（以下、「スポーツ少年団」という。）や公立中学校での部活動指導者を対象に、子どもの指導法・指導技術等における現状と課題を把握することを目的に実施した「令和4年度スポーツ指導者アンケート」（以下、「R4指導者アンケート」という。）の結果の概要は以下のとおりです。

◆ R4指導者アンケート実施概要

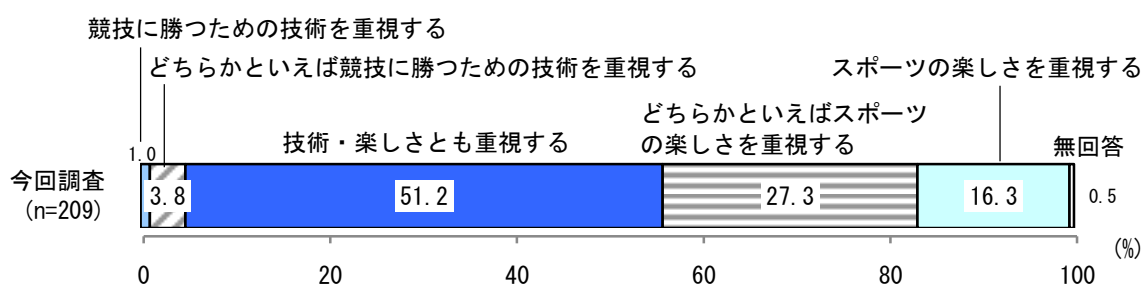
調 査 対 象	スポーツ少年団指導者及び公立中学校部活動顧問294人
調 査 方 法	郵送調査
調 査 期 間	令和4年9月26日(月)～10月11日(火)
回 収 率	71.1%(209人)

R4指導者アンケート結果では、指導方法に対する考え方として、「技術・楽しさとも重視する」が51.2%を占め、また「どちらかといえばスポーツの楽しさを重視する」と「スポーツの楽しさを重視する」とが43.6%となっており、本来スポーツが持つ楽しみといった要素を意識して指導を行っている様子が見えてきます（図3-4）。

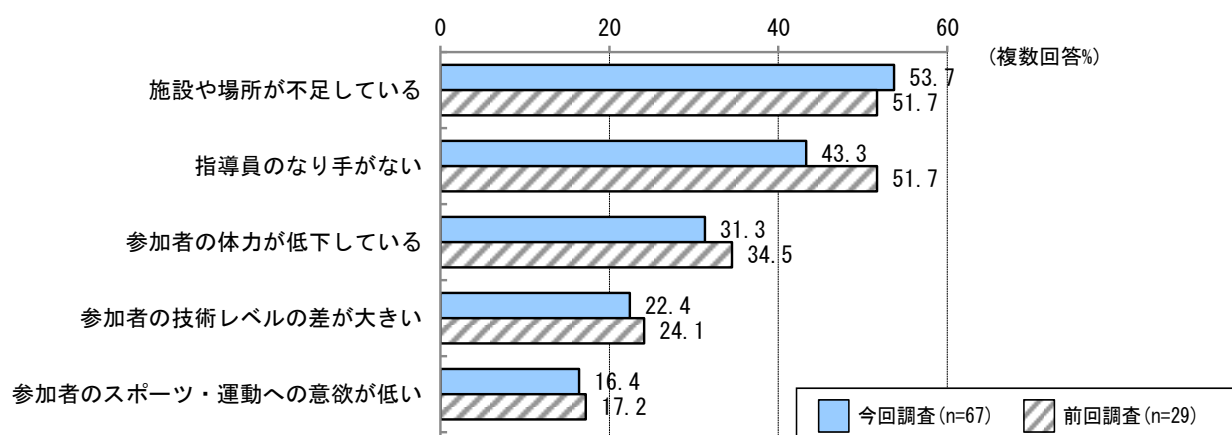
指導を行う際の問題としては、「施設や場所が不足している」が53.7%、「指導員のなり手がない」が43.3%を占めており（図3-5）、また指導者自身に関しても「体力面に不安がある」が32.8%、「指導の時間が十分に取れない」が23.9%などの問題を抱えている状況にあります（図3-6）。

また、中学校の部活動顧問の回答では、運動部での指導上の問題として、「校務が忙しくて思うように指導できない」が77.2%、「土日・祝の勤務が多い」が62.5%、「自分の専門的指導力の不足」が43.4%を占めています（図3-7）。

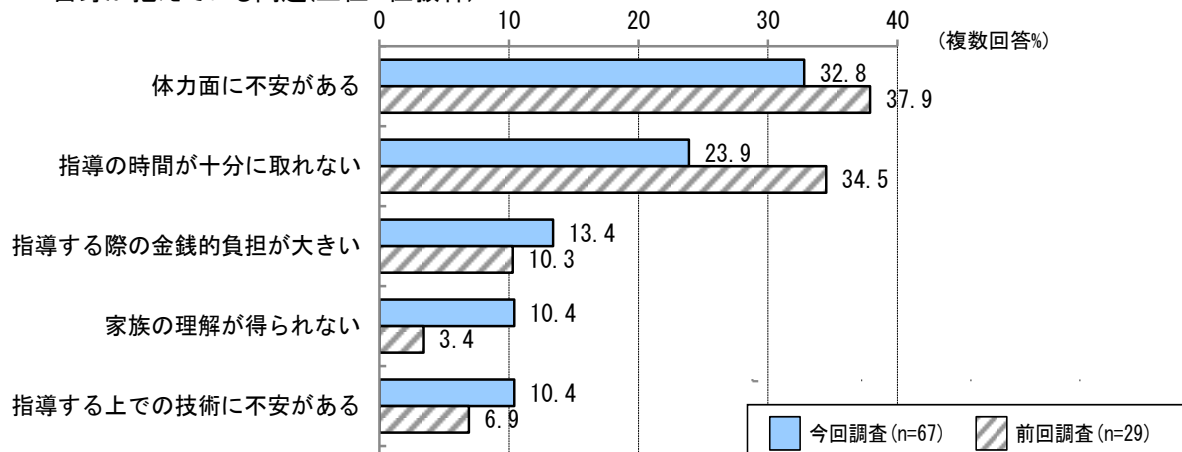
◆図3-4 指導方法に対する考え方



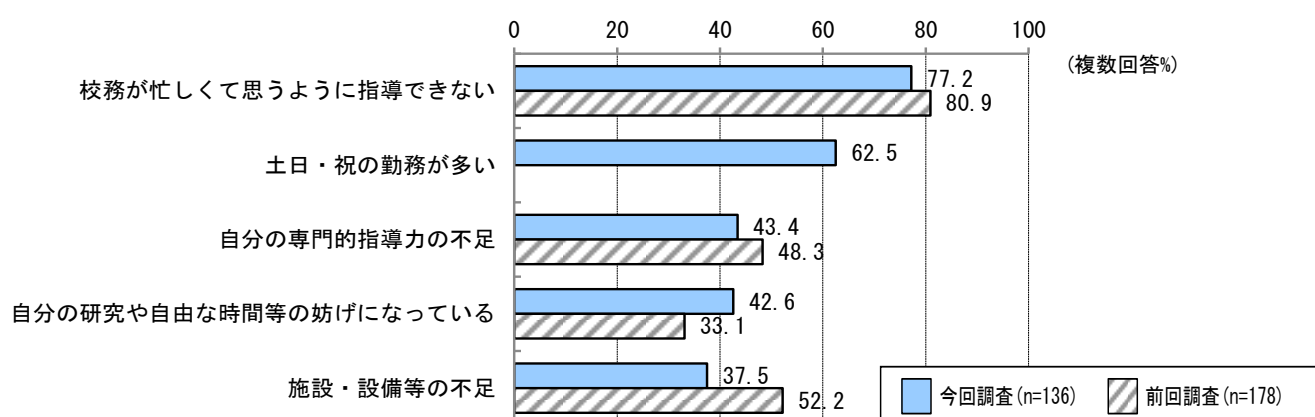
◆図 3-5 指導を行う際の問題(上位5位抜粋)



◆図 3-6 自身が抱えている問題(上位5位抜粋)



◆図 3-7 運動部で指導する際に問題・課題となっていること(上位5位抜粋)



※「土日・祝の勤務が多い」は R4 指導者アンケートより追加

Ⅳ スポーツ環境における多様なニーズ

①地域におけるスポーツ活動

本市では、小学校区単位を基本に 45 の校区コミュニティ協議会が組織されています。校区コミュニティ協議会では、それぞれの地域の特性に応じて、健康・スポーツ事業を実施しており、近年では校区ごとに「ボッチャ※14」や「座って玉入れ」などのニュースポーツ※15 の体験イベントや「区民体育祭」など開催している例もあります。

また、主にコミュニティから選ばれる枚方市スポーツ推進委員※16(以下、「スポーツ推進委員」という。)は、地域においてスポーツ振興のための事業実施のコーディネートの役割を担い、実技指導等の技術向上に努めるほか、市民の健康増進や体力向上に寄与するなどの幅広い活動を行っています。

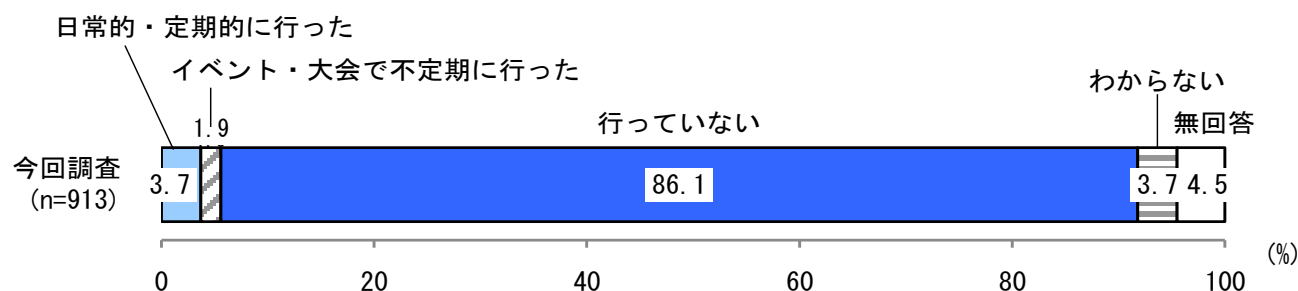


②スポーツボランティア活動

R4 市民アンケートでは直近 1 年間のスポーツボランティア※17 活動について、「行っていない」が 86.1%と最も高く(図 4-1)、参加したくなるような動機づけとして、「時間に余裕ができれば」の割合は 20 歳代で 52.8%、30 歳代で 57.3%と高くなっています。また、「参加したい活動があれば」は 40 歳代が 35.3%、50 歳代が 37.0%、60 歳代が 36.7%と高く、「一緒に行う仲間がいれば」は 20 歳代が 36.4%、30 歳代が 34.8%と高くなっています(図 4-2)。



◆図 4-1 スポーツボランティア活動の参加有無



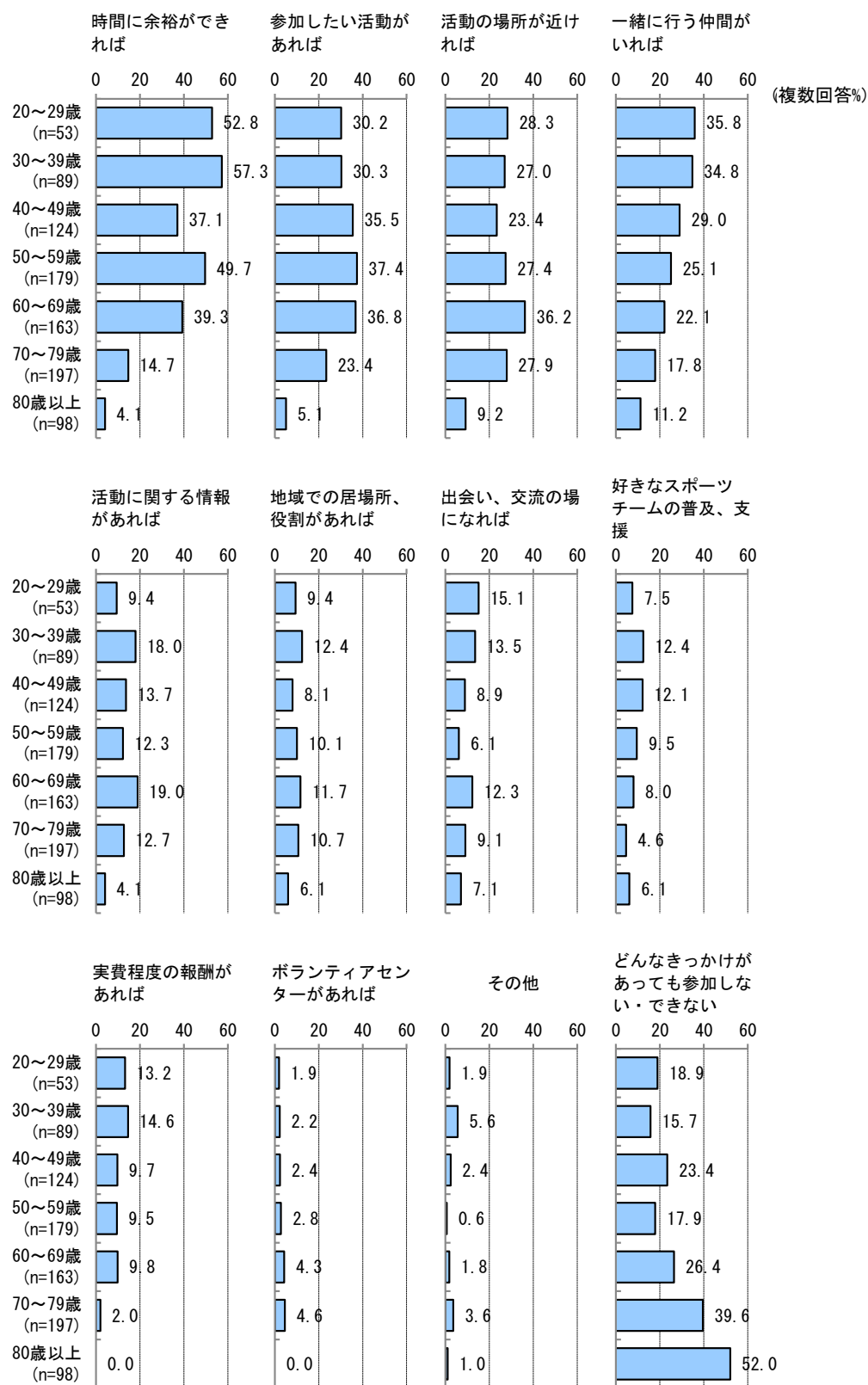
※14 ボッチャ:ボールを使った競技で、重度脳性麻痺者等のために考案されたヨーロッパ発祥のスポーツ。パラリンピックの正式種目。

※15 ニュースポーツ:競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称。より安全に、より健康的に既存のスポーツを変形したり、類似したルールを採用したりして、近年高齢者や子どもも可能なレクリエーションとして紹介されるようになった新しいスポーツもある。

※16 スポーツ推進委員:スポーツ基本法に基づき、これまでの「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称が変更され、スポーツに関する指導・助言に加え、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整の役割が加わる。枚方市では、小学校区を中心に活動し、また、枚方市スポーツ推進委員協議会を組織して、委員相互の協力体制によりスポーツイベント等を開催。

※17 スポーツボランティア:イベントの運営支援ばかりでなく、スポーツに関わる活動を支える者。定期的な「クラブ・団体ボランティア」、不定期な「イベントボランティア」、プロ選手等による「アスリートボランティア」の大きく3つに分けられる。

◆図 4-2 スポーツボランティア活動に参加・継続のためのきっかけや動機づけ(年代別)



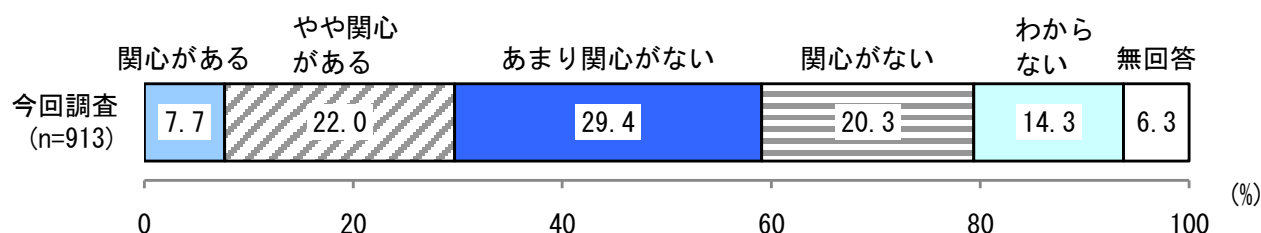
③障害者スポーツの状況

東京 2020 パラリンピック競技大会を契機に、障害者スポーツへの理解・関心が高まっています。本市では、障害者のスポーツ参加機会の確保やスポーツ活動の支援として、プール開放や講習会・交流会などを実施しています。

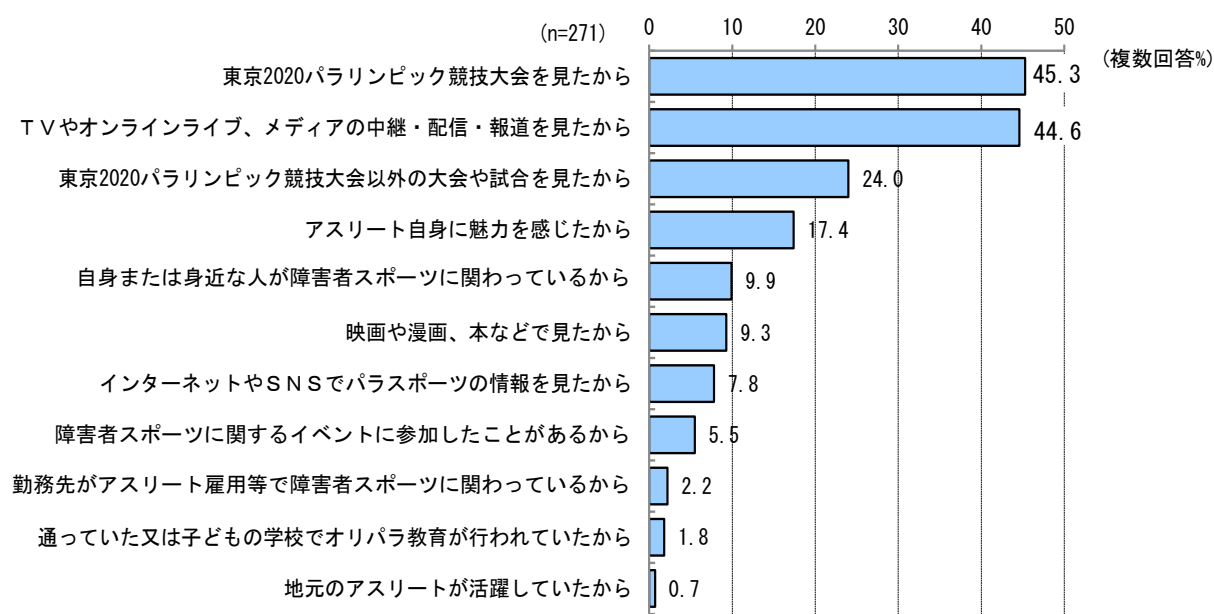
R4 市民アンケートでは、障害者スポーツに対し「関心がある」、「やや関心がある」が 29.7%に対し、「関心がない」、「あまり関心がない」は 49.7%となりました（図 4-3）。関心を持ったきっかけは、「東京 2020 パラリンピック競技大会を見たから」が 45.3%となっています（図 4-4）。

その一方で、障害者スポーツを体験したことがない人の割合は 91.5%となっています（図 4-5）。

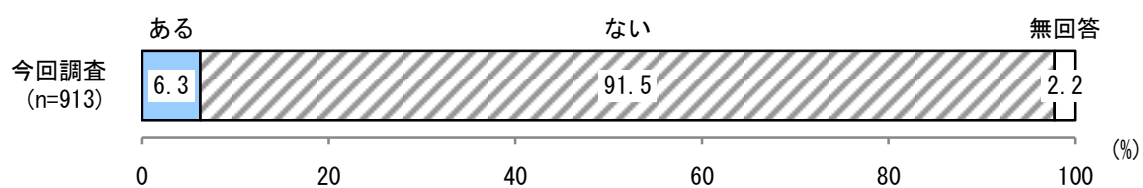
◆図 4-3 障害者スポーツへの関心度



◆図 4-4 障害者スポーツに関心を持ったきっかけ



◆図 4-5 障害者スポーツの体験の有無



④スポーツ施設の状況

◆利用率の推移

主な施設	R1	R2	R3	R4
総合スポーツセンター KTM 河本工業総合体育館(メインアリーナ)	91.4%	94.9%	92.8%	96.8%
総合スポーツセンター たまゆら陸上競技場(個人使用)	95.6%	87.0%	98.3%	98.9%
渚市民体育館(ドームアリーナ)	95.0%	93.8%	90.9%	98.4%
誠信建設工業伊加賀スポーツセンター 体育館(大体育室)	86.4%	93.6%	70.5%	95.2%
誠信建設工業伊加賀スポーツセンター 運動広場	73.7%	64.2%	70.1%	72.1%
サプリ村野スポーツセンター体育館	88.2%	91.0%	84.5%	82.3%
サプリ村野スポーツセンター運動広場	71.4%	69.9%	70.9%	67.0%

※感染症拡大により、R1 は数か月間施設の利用中止、R2・R3 は施設の利用中止や利用時間の制限あり

◆ スポーツ施設マップ



	施設名	主な施設	住所
①	総合スポーツセンター	KTM 河本工業総合体育館 たまゆら陸上競技場	中宮大池 4-10-1
②		藤阪テニスコート	藤阪南町 1-334-4
③		藤阪東町中央公園テニスコート	藤阪東町 1-5001-8
④		春日テニスコート	春日西町 2-6-2
⑤	渚市民体育館	体育館	渚西 3-26-10
⑥	誠信建設工業伊加賀スポーツセンター	体育館・運動広場	伊加賀西町 53-2
⑦	サブリ村野スポーツセンター	体育館・運動広場	村野西町 5-1
⑧	淀川河川敷グラウンド	運動広場	淀川河川敷磯島地区
⑨			淀川河川敷牧野地区
⑩	王仁公園	運動広場・テニスコート	王仁公園 1-1
⑪	香里ヶ丘中央公園	運動広場	香里ヶ丘 4-17-1
⑫	中の池公園	運動広場	東山 2
⑬	東部公園	野球場	尊延寺 2987-1

V 競技スポーツやスポーツ関係団体の状況

①競技スポーツの状況

本市では、枚方市春季・秋季総合体育大会、枚方市駅伝競走大会、小学生スポーツカーニバル等を開催しており、全国大会にも多くの市民を輩出しています。

全国規模以上の大会や競技大会において優秀な成績を収めた市民に「市民スポーツ賞」を授与しています。

また、過去に6度の全国優勝を果たした東海大学付属大阪仰星高等学校など、本市にはラグビーの強豪校があり、枚方市ラグビー連盟などと連携し、ラグビーカーニバルを開催するなど、「ラグビーのまち・ひらかた」として知られています。

本市をホームタウンとする、アマチュアサッカーリーグ最高峰の“JFL”に所属するFCティアモ枚方※18や、バレーボール最高峰リーグ“V.LEAGUE”に所属するパナソニック パンサーズ※19との連携事業として、ホーム戦への市民招待、小学校での出前教室等を実施し、地域に貢献していただいています。



○総合体育大会

(回・人)

	R1	R2	R3	R4
開催数	4	1	2	4
参加者数	18,612	4,257	9,159	11,887

○市民スポーツ賞

(回)

	R1	R2	R3	R4
授与回数	3	4	17	10

○市民応援デー

(回)

	R1	R2	R3	R4
FC ティアモ枚方	—	—	2	4
パナソニック パンサーズ	1	3	1	3

※FC ティアモ枚方が令和2年度に JFL に昇格し、令和3年度より市民応援デーを開催

※18 FC ティアモ枚方: 枚方・寝屋川・交野を中心とした北河内地域より、JFL から Jリーグへの昇格を目指すサッカーチーム。アマチュアリーグ最高峰の JFL に所属。平成 28 年に枚方市と連携協力に関する協定を締結。枚方市 PR 大使。

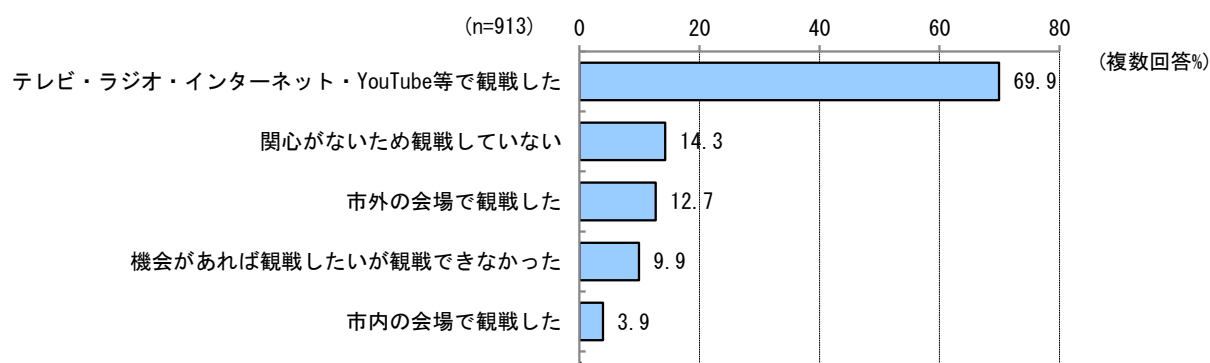
※19 パナソニック パンサーズ: 国内最高峰リーグである V.LEAGUE1 に所属、枚方市をホームタウンとするバレーボールチーム。V.LEAGUE 優勝 7 回など多くの国内タイトルを獲得。平成 29 年に枚方市と連携協力に関する協定を締結。枚方市 PR 大使。

②スポーツ観戦の状況

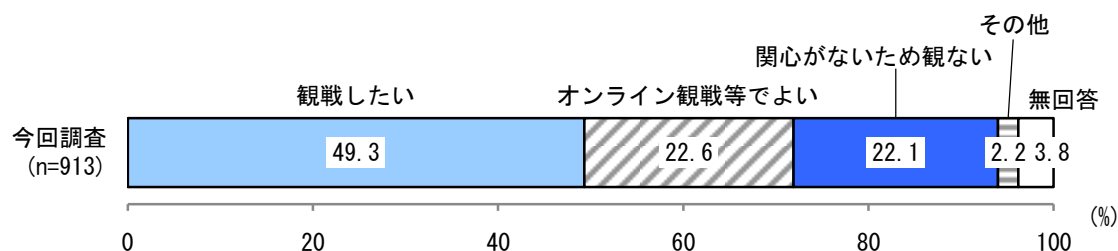
直近1年間のスポーツ観戦状況は、「テレビ・ラジオ・インターネット・YouTube等で観戦した」が69.9%となりました（図4-6）。一方で、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたら、開催会場や間近で「観戦したい」との回答が49.3%と、観戦希望が高いことが分かります（図4-7）。

本市をホームタウンとするFCティアモ枚方、パナソニック パンサーズについては、試合を「両チームともに観戦したことがない」が84.3%と高い結果となりました（図4-8）。ホームタウンチームの試合を観戦したくなる条件として、「市民観戦無料招待デーがあること」が47.9%や「交通アクセスの良さ」が44.6%、「チケットの割引制度の充実」が33.7%、「観戦する仲間がいること」が29.4%となりました（図4-9）。

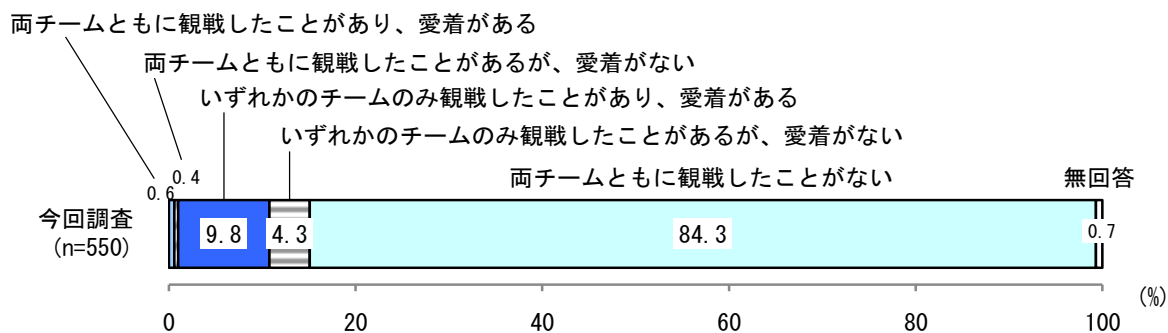
◆図4-6 この1年間のスポーツ観戦状況



◆図4-7 新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後のプロスポーツ等の直接観戦意向

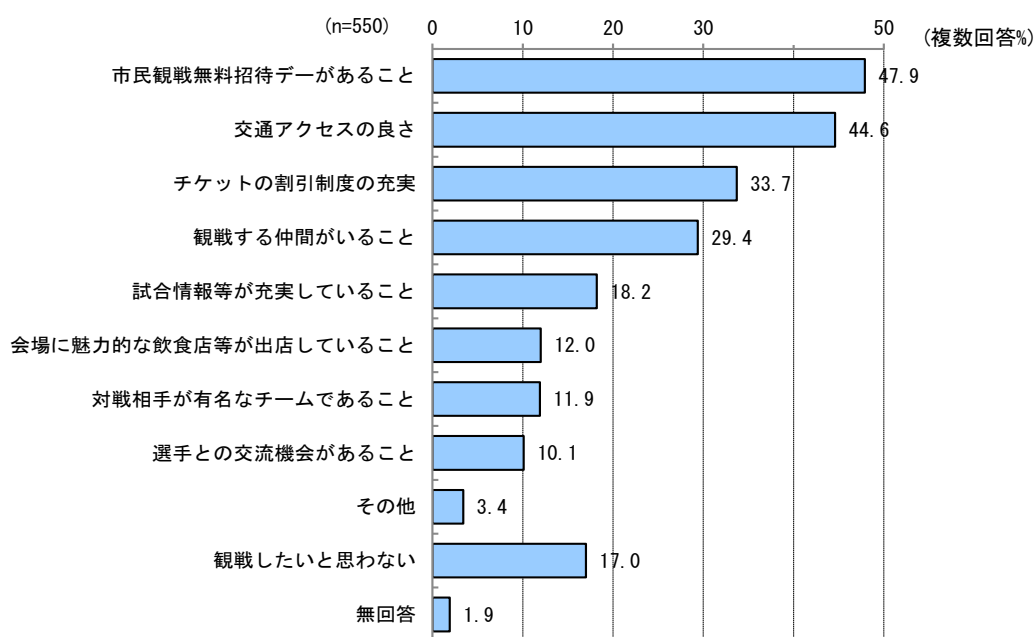


◆図4-8 FCティアモ枚方、パナソニック パンサーズの観戦経験及び愛着度



※FCティアモ枚方、パナソニック パンサーズを「知っている」「どちらかのチームのみ知っている」と回答した方のみが回答

◆図4-9 ホームタウンチームの試合を観戦したくなる条件



③スポーツ関係団体の状況

(ア) 枚方市スポーツ協会の状況

公益財団法人枚方市スポーツ協会(以下、「スポーツ協会」という。)は、「スポーツの普及と競技スポーツの振興、市民の健康づくりに寄与すること」を目的に昭和22年に設立され、その傘下に27の競技団体(以下、「加盟団体」という。)が加盟し、「健康スポーツ」、「生涯スポーツ」(障害の有無、性別に関わらず、子ども、高齢者など全ての世代を対象とした生涯にわたって楽しむことができるスポーツや運動のこと)、「競技スポーツ」の全てのスポーツを推進しています。

主な事業としては、加盟団体と連携し、総合体育大会や各種スポーツ大会などの運営、様々な世代を対象としたスポーツ教室の実施など、本市のスポーツ振興及び推進の上で重要な役割を担っています。

また、総合型地域スポーツクラブ※20の「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」を設立、運営しています。そのほか、スポーツサポーターズバンクを設立し、スポーツ指導者やボランティアの育成等を行い、スポーツ情報の提供、スポーツ団体への支援及び医療機関と連携した健康スポーツ事業や介護予防事業等を企画、実施するなど、本市のスポーツ推進のためのパートナーとして不可欠な存在となっています。引き続き、本市とのパートナーシップを強化し、様々な事業を推進していく必要があります。

※20 総合型地域スポーツクラブ: 地域で子どもから大人まで、それぞれの技術レベルや体力などに応じて、いろいろな種目のスポーツを楽しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。

◆スポーツ協会の主な実施事業の概要

事業名		概要
市民スポーツ普及啓発事業	スポーツ大会事業	・春季・秋季総合体育大会の運営、北河内地区総合体育大会等への選手・役員等の派遣 ・「新春走ろうかい」(淀川河川敷での新春恒例行事)、「ひらかた市民オリンピック」、「わくわくパークフェスタ」、「ひらかた街ぶらロゲイニング」等の開催 ・友好都市とのスポーツ交流事業 など
	スポーツ啓発事業	・スポーツ教室事業(様々な世代を対象とした各種スポーツ教室の実施。楽 10 体操※21、健康ウォーキング(健康医療都市ひらかたコンソーシアム※22 との連携事業)等)の実施 ・トップアスリートとの交流事業の実施 ・健康スポーツ事業(介護予防事業、健康維持・増進事業、企業が行う従業員の健康づくり(健康経営)の普及・支援事業、e スポーツ等)の実施 ・スポーツサポーターズバンク事業(インストラクター・ボランティアの養成講座、フォローアップ研修、地域へのインストラクターの派遣、介護予防指導者講習会の開催)の実施 ・スポーツ振興特別事業(役職員研修会、加盟団体によるスポーツ教室や審判講習会、指導者講習会)の実施 など
	スポーツ施設活用事業	・民間企業の施設開放及び府立高校開放に伴う企業・学校等との調整、団体登録、利用申し込み受付の実施 など
総合型地域スポーツクラブの運営・支援事業		・定期活動として、11 種目(フットサル、ソフトテニス、ショートテニス、バレーボール、テニス、バドミントン、卓球、バスケットボール、軟式野球、ソフトバレーボール、基礎代謝向上組)について1週間に1回程度実施 ・スクール事業として、幼児からシニアを対象に8事業を実施 ・令和6年1月1日現在の会員数は 532 名。レギュラー区分 525 名(うち中学生以下 277 名)、ファミリー区分7名



※21 楽10体操:スポーツ協会が考案した、転倒予防や肩こり改善に効果のある高齢者向け体操。いつでも・どこでも・誰とでも楽しめるのが特徴。
 ※22 健康医療都市ひらかたコンソーシアム:市内にある5つの公的病院や3つの医系大学など、健康と医療に関わる社会資源を最大限活用し、市民の健康増進や地域医療のさらなる充実を目指し設立された大阪府初の試み。

(イ) スポーツ少年団・スポーツ協会加盟団体の状況

日本スポーツ少年団は昭和 37 年に日本体育協会が創設した日本最大の青少年スポーツ少年団で、スポーツを通じて青少年の健全育成に重点を置いた活動を展開しています。

枚方市のスポーツ少年団は、野球、サッカー、バレーボール、空手道、少林寺拳法の部会が活発に活動しています。令和 6 年 1 月 1 日現在、登録団体数は 41 団体で、団員数は 824 人となっています。

また、スポーツ協会の傘下にある加盟団体は、令和 6 年 1 月 1 日現在、27 団体となっており、各競技にかかる大会等を開催しています。

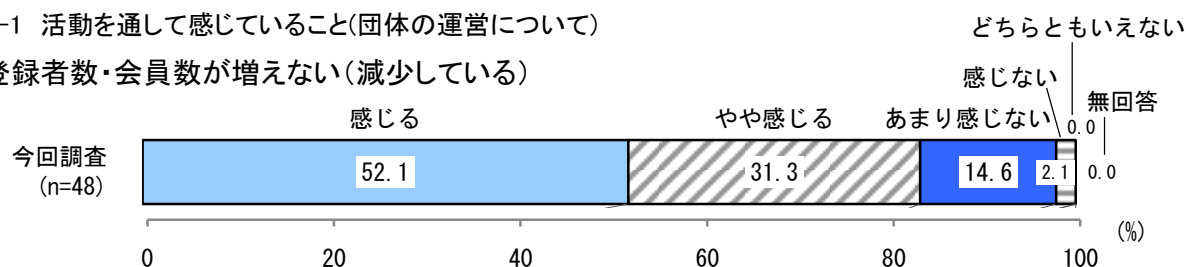
これら関係団体を対象としたアンケート調査では、少子高齢化を背景に、登録者数・会員数が増えない(減少している)と「感じる」、「やや感じる」が 83.4%、団体運営を行う者が高齢化していると「感じる」、「やや感じる」が 75.0%、団体の認知度が上がらないと「感じる」、「やや感じる」が 48.0%となるなど、運営上の問題を抱えています(図 5-1)。

◆ R4 関係団体アンケート調査実施概要

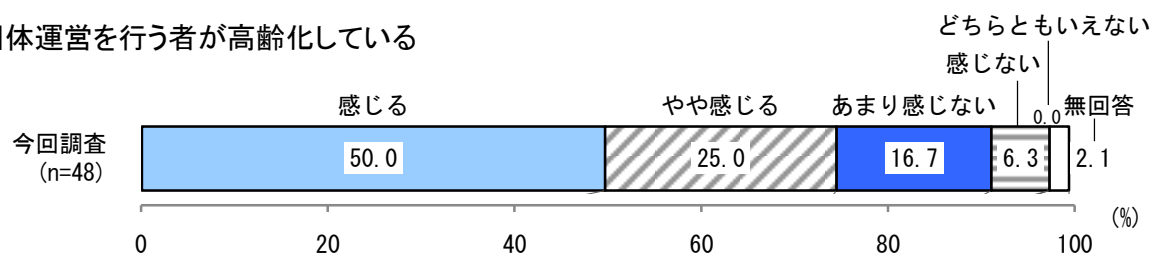
調 査 対 象	スポーツ少年団及びスポーツ協会加盟団体計72団体
調 査 方 法	郵送調査
調 査 期 間	令和4年9月26日(月)～10月11日(火)
回 収 率	66.7% (48件)

◆ 図 5-1 活動を通して感じていること(団体の運営について)

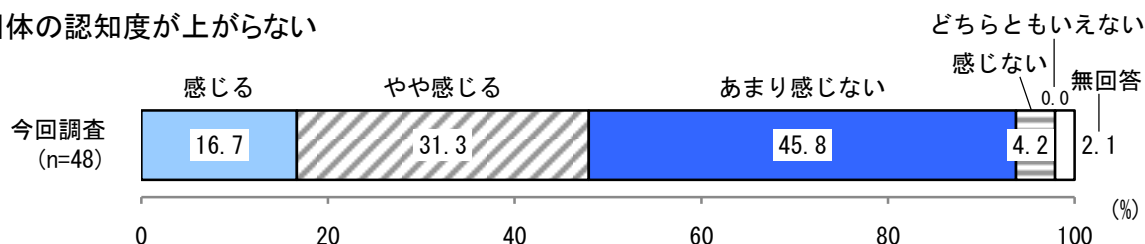
○登録者数・会員数が増えない(減少している)



○団体運営を行う者が高齢化している



○団体の認知度が上がらない



(ウ) スポーツ推進委員の状況

スポーツ推進委員は、校区コミュニティ協議会(地域)から推薦を受けた方を中心に、スポーツ関係団体からの推薦や学校教職員などで構成されており、令和6年1月1日現在の委員数は47名となっています。

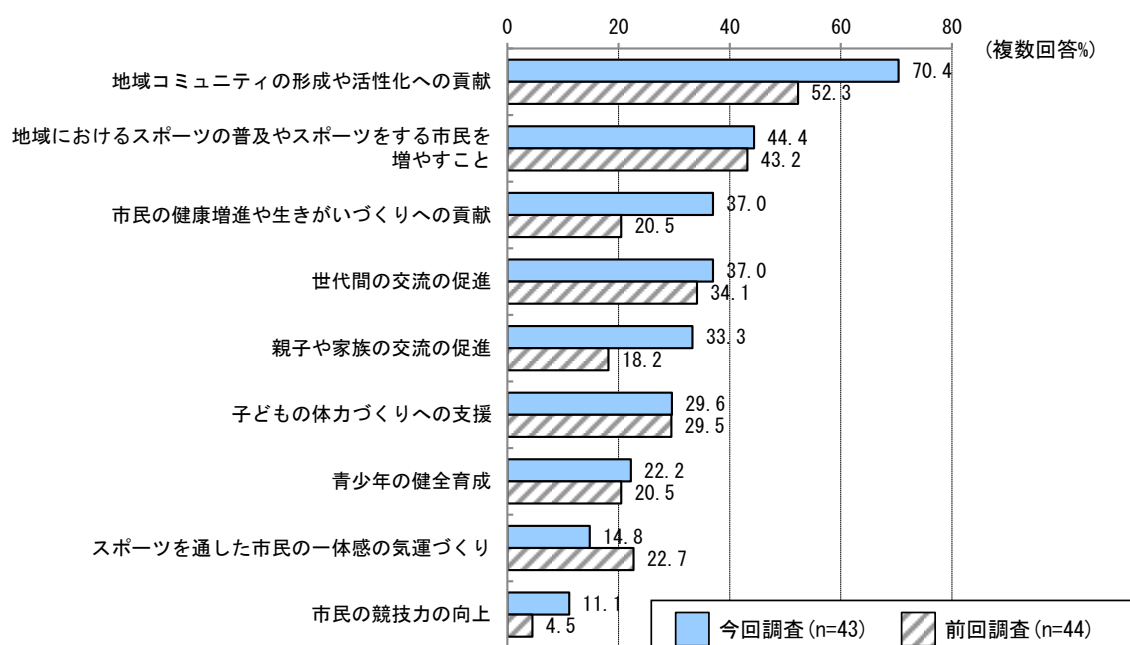
スポーツ推進委員を対象としたアンケート調査では、スポーツ推進委員としてのやりがいについて、「地域コミュニティの形成や活性化への貢献」が70.4%となったことをはじめ、「地域におけるスポーツの普及やスポーツをする市民を増やすこと」が44.4%や「市民の健康増進や生きがいづくりへの貢献」が37.0%などとなっています(図5-2)。

一方で、スポーツ推進委員としての悩みや課題としては、「スポーツ推進委員のなり手がいない」が59.3%となり(図5-3)、さらにスポーツ推進委員としての活動の継続意向を見ると、「適当な後任者がいれば辞めたい」が40.7%と最も多くなっており、スポーツ推進委員のなり手がいないことが課題となっています(図5-4)。

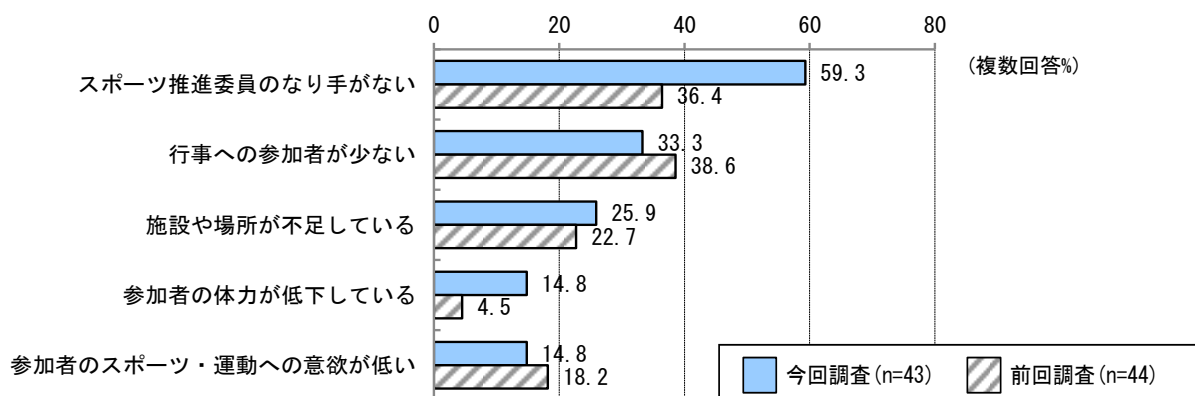
◆ R4 スポーツ推進委員アンケート調査実施概要

調査対象	スポーツ推進委員47人
調査方法	郵送調査
調査期間	令和4年9月26日(月)～10月11日(火)
回収率	91.5%(43人)

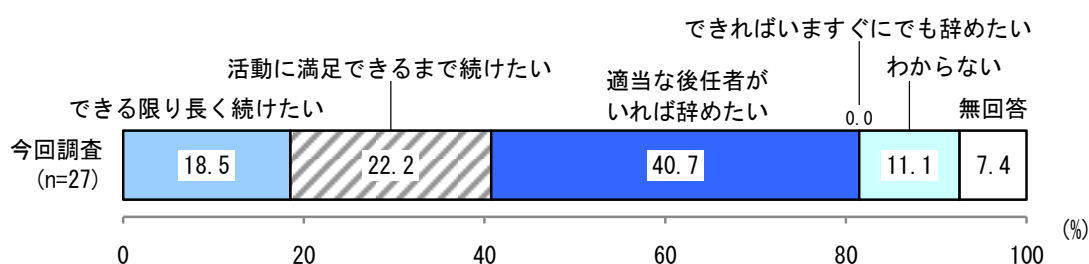
◆図5-2 スポーツ推進委員としてのやりがい(上位9位抜粋)



◆図5-3 スポーツ推進委員としての悩みや課題(上位5位抜粋)



◆図5-4 スポーツ推進委員としての活動の継続意向



VI これまでの主な取組課題

本計画の策定から令和4年度までの間に、庁内の各所管部門が実施している主な事業は以下のとおりです。4つの取組課題ごとに、毎年の進行管理により抽出された主な計画関連事業と施策の方向に係る主な課題を記載しています。

取組課題	健康増進・健康寿命の延伸をめざす生涯スポーツの推進	
	施策の方向	スポーツに気軽に親しめる環境づくり スポーツを通じた健康づくり

《主な計画関連事業》

- ・ ひらかたラグビーカーニバル
- ・ 健康ウォーキングイベント
- ・ 新春走ろうかい
- ・ 統合型地域スポーツクラブによるスポーツ教室の開催
- ・ インストラクター・ボランティア基礎講座

《主な課題》

- ・ スポーツ教室参加者等からの意見を反映させた満足度の高い教室の実施
- ・ 参加者の高齢化の課題や、障害のある児童の参加
- ・ コロナ禍に対応したスポーツ活動の実施
- ・ 夜間・休日のスポーツ教室の充実やスポーツ施設への保育機能の提供

取組課題	子どものスポーツ活動の充実	
	施策の方向	子どもがスポーツを楽しむための条件整備

《主な計画関連事業》

- ・ 枚方子どもいきいき広場事業
- ・ ひらかたラグビーカーニバル
- ・ 学校キャンプ支援事業
- ・ 枚方市立中学校部活動指導協力者派遣事業
- ・ FC ティアモ枚方によるサッカー教室
- ・ 各学校の体力向上推進計画に基づく体力向上

《主な課題》

- ・ 地域でのスポーツ・レクリエーション活動の充実及び市民相互の交流
- ・ 市立中学校部活動指導協力者の派遣における中学校や教育委員会等、関係者との連携
- ・ 幼児期の子どもを対象とした取組及び親子で参加できるイベントの実施
- ・ 「体力向上推進プラン」に基づく各学校の状況に応じた子どもの体力増進

取組課題	多様なニーズに対応したスポーツ環境の充実	
	施策の方向	地域スポーツの充実 障害者のスポーツの促進 スポーツ資源の充実と活用

《主な計画関連事業》

- ・ スポーツ推進委員関係事務
- ・ 障害者スポーツ講習会
- ・ 交通手段の支援
- ・ スポーツプログラム提供事業
- ・ ジュニアスポーツスクールの開催
- ・ ふれあいスポーツ交流会

《主な課題》

- ・ スポーツ推進委員による地域スポーツの充実とその活動支援
- ・ 障害者のスポーツ大会への参加支援の継続実施
- ・ 指定管理施設等を含め、各施設の特性に沿ったスポーツ事業の充実

取組課題	スポーツ関係団体や企業と行政が協働したスポーツ推進体制の強化	
	施策の方向	各種競技スポーツのレベルアップ プロスポーツとの交流促進

《主な計画関連事業》

- ・ パナソニック パンサーズジュニア & 親子バレーボール体験教室
- ・ 総合型地域スポーツクラブ活動支援
- ・ プロスポーツ交流促進
- ・ インストラクター・ボランティア基礎養成講座フォローアップ研修
- ・ 民間スポーツ施設開放事業

《主な課題》

- ・ トップアスリートとの交流の機会の拡充
- ・ 地元のアスリートや企業と連携したスポーツ指導者の育成

2. 今後の取組課題

国・府の動向並びに、これまで示してきた市民のスポーツ活動に関する実態や意識、市・関係団体のスポーツ推進のための施策等の現状を踏まえた今後取り組むべき課題については、次のとおりです。

(1) 健康増進・健康寿命の延伸をめざす生涯スポーツの推進

- すべての市民が気軽にスポーツに取り組めるよう、ライフスタイルや年齢などのライフステージに応じたスポーツ機会の提供
- 健康志向の高まりなどから注目を集めているウォーキングや軽い体操などの一人で行える運動や、遊びの要素を取り入れたアクティビティをスポーツとして捉えたアーバンスポーツ※23 といった多様化するスポーツニーズへの対応
- 日常生活でスポーツを行う機会が少ない勤労世代や子育て世代をターゲットに、健康増進を図るためのスポーツに参加しやすい環境整備
- 生きがいづくりや心身の健康づくりを目的とした、健康スポーツや介護予防活動の充実
- 既存の手法等にとらわれず、VR・AR※24 等のデジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出
- スポーツ指導者による暴力やハラスメントの根絶、スポーツ事故の防止等、安全・安心に取り組めるスポーツ環境づくり

(2) 子どものスポーツ活動の充実

- 生涯を通じて運動やスポーツを継続することができるよう、幼児期から身近な場所で様々なスポーツに触れる機会の充実
- 子どものスポーツへの関心、体力・運動能力の向上をめざすスポーツ活動や体育授業の充実
- 子どもがスポーツに関する正しい知識や技術等を習得できる環境整備
- 休日の学校部活動の段階的な地域移行※25 に向けた仕組みづくり

※23 アーバンスポーツ：広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由で、都市での開催が可能なスポーツ。BMX、スケートボード、ブレイクダンス、パルクールなど。

※24 VR、AR：VR は日本語で「仮想現実」と訳され、コンピューターによって作り出された仮想空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組みのこと。AR は日本語で「拡張現実」と訳され、目で見えている光景にデジタル情報などが合成されあたかも実在するように見える技術のこと。

※25 学校部活動の段階的な地域移行：将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、これまで学校が主体となってきた部活動を新たに地域が主体となって活動する地域クラブ活動等に移行すること。

(3) 多様なニーズに対応したスポーツ環境の充実

- 地域の現状・特性に合わせたスポーツ活動の充実
- 個人や団体などのニーズに応じたスポーツを継続して行える環境づくり
- 障害者が多様なスポーツに出会える場の提供のほか、障害の種別や程度に応じて安心して気軽に親しめる機会の充実
- 年齢・性別・障害の有無に関係なく交流できる場づくりや障害者への理解促進
- 新たなスポーツ活動の促進や、誰でも使いやすい施設機能の充実
- 学校体育施設をはじめ既存のスポーツ施設の有効利用と効率的な運用
- 身近にスポーツや健康づくりができるよう、公園や河川敷機能の充実

(4) スポーツ関係団体や企業と行政が協働したスポーツ推進体制の強化

- 団体の競技水準の向上を図るための支援体制の充実
- トップアスリートと市民が交流できる機会の充実
- ホームタウンのスポーツチームを通じた地域の活性化
- 観ることによる感動や魅力を通じて関心を高めるため、多くの市民へのスポーツ観戦機会の提供

第3章 枚方市のスポーツ推進に向けた取組

1. 基本理念

生活の利便性の向上や少子高齢化の進展を背景に、スポーツに対するニーズは多様化しています。私たちが生涯にわたってスポーツに親しむことは、心身の健康の保持、増進や明るく豊かで活力に満ちた社会の形成にとって非常に重要です。

第5次枚方市総合計画の基本構想でまちづくりの5つの基本目標のひとつである「一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち」における施策目標「誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち」を踏まえ、本計画の改訂にあたっては、基本理念は継続し、生涯にわたってスポーツに親しめる取組を推進していきます。

だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、
スポーツを通じて健康を増進し、
人と人との交流を深めることを支える

2. 本計画の目標指標

国のスポーツ基本計画では、「成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となること」、また「成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくこと」を目標としています。

本計画では、平成28年度から令和9年度までの11年間の間に「週1日以上スポーツに取り組む成人の割合」を65%に、「週3日以上スポーツに取り組む成人の割合」を30%に目標を掲げました。改訂版においては、新型コロナウイルス感染症等の影響で減少した令和4年度時点を基点に、増加率は当初より変更せず、目標値を新たに設定しスポーツ実施率向上に向けた新たな取組を進めていきます。

◆ 目標指標

指標名	【基準値】 平成28年度時点	【現状値】 令和4年度時点	【目標値】 令和9年度末(方向性)
週1日以上スポーツに取り組む成人の割合	37.6%	36.4%	50%(↗)
週3日以上スポーツに取り組む成人の割合	17.4%	16.9%	25%(↗)

※当初の目標値である「週1日以上スポーツに取り組む成人の割合」65%、「週3日以上スポーツに取り組む成人の割合」30%については引き続き目指すべき数値としています。

本計画における進行管理をより実効性のあるものとするため、目標指標に加えて新たに以下の3つの参考指標を追加します。

1つ目に、本計画の「計画関連事業全体における参加者数の合計数（延べ数）」を追加します。

次に、スポーツ庁の「第3期スポーツ基本計画」で新たな指標として追加されたため、「1回30分以上、週2回以上の運動を1年以上継続している人の割合」を追加します。

そして、日常生活における身体的活動の状況を測るため「1日の歩数が8,000歩未満の人の割合」を追加します。

また、参考指標については「第3次枚方市健康増進計画」の指標とも整合を図ります。

◆ 参考指標

指標名	【基準値】 令和4年度時点	【目標値】 令和9年度末(方向性)
計画関連事業全体における参加者数の合計数 (延べ数)	990,777 人	— (↗)
1回 30 分以上、週2回以上の運動を1年以上継続している人の割合	22.8%	28.5% (↗)
1日の歩数が 8,000 歩未満の人の割合	55.5%	53.7% (↘)

※「第3次枚方市健康増進計画」では、令和17年度までの計画期間における目標値を「1回30分以上、週2回以上の運動を1年以上継続している人の割合」を40%、「1日の歩数が8,000歩未満の人の割合」を50%としています。なお、歩数については、健康増進の観点から無関心層を含む歩数の少ない層へのアプローチが必要であるため、「8,000歩未満の人の割合」を指標に設定しています。

3. 課題解決に向けた施策の方向性

本計画の取組課題及び施策の方向を踏まえ、令和6年度以降の後期計画期間において取り組むべき施策を次のとおり設定し、庁内所管部門及びスポーツ関係団体等と連携し、スポーツ実施率の向上に向けて、取組を推進していきます。

取組課題 1	取組課題 2	取組課題 3	取組課題 4
 健康増進・健康寿命の延伸をめざす生涯スポーツの推進	 子どものスポーツ活動の充実	 多様なニーズに対応したスポーツ環境の充実	 スポーツ関係団体や企業と行政が協働したスポーツ推進体制の強化

◆ 施策体系

基本理念

だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康を増進し、人と人との交流を深めることを支える

取組課題	施策の方向	具体的施策
1. 健康増進・健康寿命の延伸をめざす生涯スポーツの推進 	(1) スポーツに気軽に親しめる環境づくり	①市民のスポーツ・レクリエーション活動の促進 ②勤労世代や子育て世代の身近なところでのスポーツ参加への支援 ③若年層のスポーツ活動の促進 ④スポーツに関する情報発信 ⑤スポーツにおけるDX(デジタル技術による変革)の推進 ⑥スポーツにおける安全・安心の確保
	(2) スポーツを通じた健康づくり	⑦スポーツを通じた成人の健康増進の推進 ⑧スポーツを通じた高齢者等の健康・生きがいづくり
2. 子どものスポーツ活動の充実 	(3) 子どもがスポーツを楽しむための環境づくり	⑨家族等で楽しむスポーツ活動の充実 ⑩子どもを対象としたスポーツ活動の充実 ⑪幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小・中学校等における体力向上の取組の推進 ⑫学校部活動の段階的な地域移行
3. 多様なニーズに対応したスポーツ環境の充実 	(4) 地域スポーツの充実	⑬地域におけるスポーツ関係団体との連携・支援 ⑭総合型地域スポーツクラブへの支援
	(5) 障害者(児)のスポーツの促進	⑮障害者(児)のスポーツ活動の推進 ⑯障害の有無に関わらずスポーツをとともに楽しむ環境づくり
	(6) スポーツ資源の充実と活用	⑰スポーツ施設の整備・充実 ⑱効率的なスポーツ施設の運営と利便性の向上 ⑲学校体育施設の開放 ⑳公園緑地の利活用の促進 ㉑野外活動センターの利活用の促進
4. スポーツ関係団体や企業と行政が協働したスポーツ推進体制の強化 	(7) 各種競技スポーツのレベルアップ	㉒幼少期からの育成支援 ㉓指導者の確保・育成及び活動支援 ㉔スポーツボランティアの育成と活用
	(8) トップアスリートとの交流促進	㉕ホームタウンのスポーツチームとの連携による地域活性化 ㉖“観る”スポーツの推進



《ライフコースにおけるアプローチ》

ライフコースを通じて、日常的にスポーツを親しむことができるよう、アプローチを行っていきます。



加齢に伴い身体的な衰えが顕著となるが、個人の自由時間を持つことができる時期。健康増進や介護予防の目的だけでなく、生きがいづくりや仲間づくりにもつながり、心身の健康づくりのため、軽度の運動やスポーツへの参加機会の充実を図る。

時間的制限も一般的に多く運動・スポーツから遠ざかる時期。気軽に参加できる機会や日常生活で手軽に取り組めるスポーツの紹介を行い、スポーツ活動の機会の充実を図る。

筋力・持久力・瞬発力などの身体機能がピークに達する時期。「楽しむスポーツ」や「遊び」の要素を取り入れ、仲間とともに楽しむスポーツを推進。

生涯にわたって健康や体力を保持増進していくための基礎を形成する時期。家族や身近な人と一緒にスポーツに親しめる機会の充実を図る。

(参考: 笹川スポーツ財団、守谷市 HP、島根県スポーツ推進計画等)



《行動変容の考え方を取り入れたスポーツ振興》

スポーツに関する一人一人の行動や意識をステージに分け、それぞれのステージに合わせて、より効果的な取組を行い、維持期に移行するよう働きかけていきます。その結果、スポーツがより身近になることで、スポーツ実施率の向上を図るとともに、健康で豊かな生活を送ることを目指します。

スポーツの楽しさを分かりやすく伝えるなど、スポーツに興味・関心を持てるよう取り組む。

日常生活における運動の紹介など、実施のハードルを下げる取り組みを行い、スポーツを始めようと思えるきっかけを創出。

身近なところでスポーツをする機会を提供するなど、スポーツ活動始めるための後押しを行う。

インセンティブをつけるなど、継続してスポーツを行うことができるよう取り組む。※維持期含む。

無関心期

スポーツに興味・関心がない



関心期

関心はあるがスポーツをしたり、見たりしていない



準備期

1ヶ月以内に行動を起こす意思がある



実行期

スポーツをしたり、見たりし始めている



維持期

スポーツを継続的にやっている



(参考: 日本スポーツ振興センター、東京都スポーツ推進総合計画)

4. 施策展開の進め方

本計画の施策の方向を具体化する取組は、スポーツを取り巻く環境の変化や市民のスポーツに対する意向・ニーズなどを踏まえ、毎年度、各関係部署等が必要に応じ、見直しを行い、新たに取り組むべき事業を立案し、より効果的な施策展開を図っていきます。

取組課題 1 健康増進・健康寿命の延伸をめざす生涯スポーツの推進



施策の方向 (1) スポーツに気軽に親しめる環境づくり

市民だれもが参加できるようなスポーツイベント、種目別の各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施するなど、市民が様々なスポーツ活動に取り組むことを促す環境づくりを推進します。歩きやすい道路や自転車が通行しやすい道路環境の整備、歩いて楽しいウォーカブルなまちづくり※26が進められる中、枚方の観光資源などを活用したイベントの開催など、スポーツを楽しめる機会の提供を図ります。



具体的施策 ①市民のスポーツ・レクリエーション活動の促進

年齢・性別等を問わず、多くの市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる機会の充実を図ります。また、スポーツ参加へのきっかけづくりとなる講座・イベント等を実施することで、スポーツを実施しやすい環境づくりを推進します。

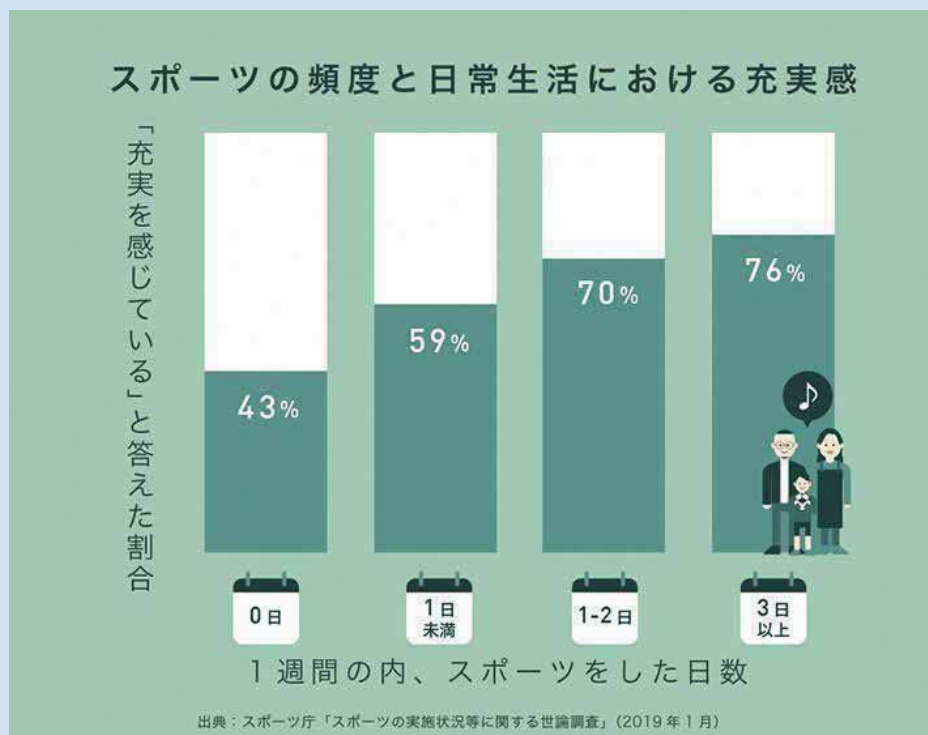
主な取組

- ・ 関係団体と連携したスポーツイベントの開催
- ・ 各世代やニーズに合ったスポーツ教室の開催 など

※26 ウォーカブルなまちづくり: ウォーカブルは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、歩きやすい、歩きたくなる、歩くのが楽しいという意味。本市では「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを目指すため、2019年(令和元年)8月に国土交通省による「ウォーカブル推進都市」に賛同。



《スポーツをすると生活の充実感が向上》



スポーツの実施頻度が多い人ほど、日常生活に充実を感じている割合が高い調査結果が出ています。ウォーキングなどの有酸素運動によって分泌される様々な脳内物質が、日常生活における充実感をもたらしてくれることがわかってきました。

（参考：スポーツ庁 Web 広報マガジン“DEPORTARE”）

具体的施策 ②勤労世代や子育て世代の身近なところでのスポーツ参加への支援

勤労世代や子育て世代など、忙しくて時間がない世代が、気軽に参加できるスポーツ教室やイベントを開催します。また、市民が身近な場所でスポーツに取り組めるような場の確保、日常生活で手軽に取り組めるスポーツの紹介を行うことで、スポーツ活動機会の充実を図ります。

主な取組

- ・ 階段の昇り降りや、すき間時間を活用して日常生活の中でできるスポーツの紹介
- ・ 公共スポーツ施設への保育機能の提供
- ・ 夜間・休日のスポーツ教室の充実 など



《美容とスポーツ キレイの鍵はスポーツ》

成功したダイエットランキング



出典：株式会社エネージャ『「ダイエット」に関する実態調査』（2014年4月-5月）

適度に食べて適度に運動することでキレイにやせることは、健康面からみて理想的です。運動による血行の促進は、新陳代謝の促進、冷え性や美肌効果などにも良い効果があると言われています。

（参考：スポーツ庁 Web 広報マガジン“DEPORTARE”）

具体的施策 ③若年層のスポーツ活動の促進

若年層のスポーツ離れに対して、従来の「体育」の概念では重視されていなかった「楽しむ」や「遊び」の要素を取り入れた多様なスポーツを推進します。東京2020オリンピック競技大会の競技種目に加えられたスケートボードなど、若い世代を中心に人気が高まっているアーバンスポーツに触れる機会の創出に努めます。

主な取組

- ・アーバンスポーツの普及・啓発
- ・トップアスリートによる実演や体験会の開催 など

具体的施策 ④スポーツに関する情報発信

各種スポーツ大会や教室など市民が必要とするスポーツ情報について、市広報誌や市ホームページなど、様々な媒体を通じて、ニーズに合った情報発信を行います。

主な取組

- ・市広報誌・ホームページ等を活用したスポーツ情報の発信
- ・関係団体と連携した広報活動の推進
- ・スポーツ情報の集約、年間のイベント等のスケジュールの発信 など



具体的施策 ⑤スポーツにおけるDX(デジタル技術による変革)の推進

スポーツ界におけるDXの動向を踏まえ、データを活用したトレーニングやスポーツ活動の効率化を図り、スポーツを「する」、「観る」の観点においても、デジタル技術の導入を推進し、自宅等でのスポーツ活動など、AR・VRデジタル技術を活用した新たなスポーツの取組の推進や、ICTの活用によるスポーツの環境整備により、スポーツへの参画の機会を創出します。

また、eスポーツ★についても情報収集及び調査・検討を行い、関係団体や民間企業と連携しながら、eスポーツを通じた施策を推進します。

主な取組

- ・デジタル技術を活用したスポーツイベントの開催
- ・スポーツに係るデータの集約・解析
- ・オンラインやeスポーツなどのデジタル技術の活用 など



★e スポーツとは

「eスポーツ」は「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使ったスポーツ競技と捉える際の総称です。(引用元:一般社団法人 日本eスポーツ連合(JeSU))

近年、eスポーツを介護予防や児童の不登校支援等の社会課題解決に活用する自治体も増え、eスポーツを推進する動きが全国に広がっています。

《e スポーツとスポーツの関わりについて》

競技性 有

身体活動
有

身体活動を伴うeスポーツ



⇒リアルなスポーツと同じように楽しめるもの

スポーツと同様に推進

本計画では、健康・体力の維持・増進を意識的に行う様々な身体活動を含むものとし、競技・スポーツと同様に捉えて推進します。

身体活動
無

身体活動を伴わないeスポーツ



⇒年齢や性別・障害の有無に関係なく楽しめるもの

枚方市を取り巻く社会課題を解決するためのツールとして活用

高齢者の介護予防や児童の不登校支援、また障害のある人もない人も共に楽しみ社会参加を促進するためのツールとして活用します。

具体的施策 ⑥スポーツにおける安全・安心の確保

感染症対策のほか、スポーツによるけがや事故の予防を推進していくとともに、スポーツ指導における暴力行為やハラスメント等の根絶に向けた取組を行っていきます。

主な取組

- ・ けがや事故、熱中症等の予防推進
- ・ ガイドライン等に沿った感染症予防対策の徹底
- ・ スポーツにおける暴力行為やハラスメント、薬物等の根絶
- ・ スポーツ指導者の人権意識の向上など人材育成やスポーツ実施時の安全に関わる情報提供 など

施策の方向 (2)スポーツを通じた健康づくり

スポーツは、生活習慣病の予防やストレスの発散など、健康づくりの重要な要素の一つであり、日常生活において意識的に身体を動かす習慣を身につけることができるよう、市民への啓発を図ります。

また、市民の健康づくりを支援するため、「第3次枚方市健康増進計画」や「枚方市自転車活用推進計画」などの関連計画の事業と連携し、散歩や体操、自転車など気軽に楽しくスポーツを行うことで、スポーツ実施へつながるよう取り組みます。



具体的施策 ⑦スポーツを通じた成人の健康増進の推進

スポーツを通して、健康増進を図るとともに、健康寿命の延伸につながるよう、あらゆる世代の市民がスポーツに親しみ、日常生活の中に運動を取り入れ、習慣化できるよう啓発するとともに、生涯を通じて誰もが運動に取り組むことができる環境づくりを推進します。

主な取組

- ・ ウォーキングマップの配布やイベント参加に対するインセンティブ※27の付与
- ・ 健康づくり講座の開催
- ・ 健康増進イベントの開催 など

※27 インセンティブ: 動機づけ。外部から刺激を与えることにより、人の意欲をかきたて、行動を促すこと。



《～Exercise is Medicine～スポーツを通じて健康になろう》

「Exercise is Medicine」はアメリカスポーツ医学会(ACSM)が展開して、世界 40 か国以上が参画しているスポーツ・運動療法普及プロジェクトです。

運動やスポーツは、健康な人が疾病予防のために行うのはもちろんですが、生活習慣病などの患者であっても適切に行えば、疾病の状態や生活の質を維持・改善するのに役立ちます。

地域の運動に関連する施設や医療者、指導者等の情報を見える化した「運動 関連資源マップ」やかかりつけ医から、運動処方箋の提供を受け、運動施設へスムーズにアクセスできるよう運動連携パスを整備するなどの内容が記載された提言書が医師会からも提出されています。

人生 100 年時代、全世代に向けて運動・スポーツによる健康増進、健康寿命の延伸が重要となっています。

(参考: スポーツ庁 Web 広報マガジン“DEPORTARE”)

具体的施策 ⑧スポーツを通じた高齢者等の健康・生きがいづくり

高齢化率が上昇していく中、健康増進や介護予防の目的だけでなく、生きがいづくりや仲間づくりにもつながる心身の健康づくりのため、軽度の運動やスポーツへの参加機会を充実します。

主な取組

- ・ 介護予防講座等の実施
- ・ 高齢者向け体操や軽運動などのプログラムの提供
- ・ 高齢者向けのスポーツイベントの開催 など



《今よりプラス 10 分～20 分の歩行で、がんや糖尿病の予防に効果》



1,000 歩の目安は約 10 分とされています。たとえば、通勤時は1駅手前から歩いてみるや、会社の昼休みに行くコンビニエンスストアを少し離れたお店にしてみるなど、生活の負担にならない程度のちょっとした工夫で、「プラス 10 分 1,000 歩」は実現可能なのです。

(参考：スポーツ庁 Web 広報マガジン“DEPORTARE”)

取組課題2 子どものスポーツ活動の充実



施策の方向 (3)子どもがスポーツを楽しむための環境づくり

家族等で参加できるイベントの実施や子どもが運動・遊び・スポーツを楽しく体験できる機会を充実し、スポーツが好き・楽しいと感じてもらうことで、スポーツの習慣化につながるような取組を推進します。



具体的施策 ⑨家族等で楽しむスポーツ活動の充実

幼児期におけるスポーツの重要性について、保護者へ啓発を行うとともに、子どもが家族や地域の身近な人々と一緒に、スポーツに親しむことを通じ、楽しい時間を共有し、スポーツへの関心を高め、生涯を通じてスポーツを継続することができる機会の充実に努めます。

主な取組

- ・ 家族等で一緒に取り組める体力づくりを目的としたプログラムの発信
- ・ 家族等で身体を動かして楽しむことができるスポーツイベント等の開催 など

具体的施策 ⑩子どもを対象としたスポーツ活動の充実

幼児期から、スポーツを好き・楽しいと思ってもらえるよう、様々な競技や未経験の競技を体験する機会の充実に努めます。

主な取組

- ・ スポーツ関係団体と連携した幼児や小学生対象のスポーツ教室などの開催
- ・ 地域において子どもがスポーツ活動を行うことができる環境づくり
- ・ 幼児や小学生を対象としたトップアスリートとの交流の機会づくり など

具体的施策 ⑪幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小・中学校等における体力向上の取組の推進

子どもの体力・運動能力の現状を把握するとともに、幼児・児童・生徒や教員の体力向上に対する意識の高揚を図り、自ら積極的に身体を動かす習慣を身につけ、運動やスポーツの好きな子どもの育成をめざして取り組みます。

主な取組

- ・ 幼稚園・保育所(園)、小・中学校等における体力向上の取組 など

具体的施策 ⑫学校部活動の段階的な地域移行

学校における働き方改革※28や、少子化に伴う生徒数の減少等により、部活動の維持・継続が困難になりつつある中、自身の成長段階に応じてスポーツを取り入れることができ、将来にわたり継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行をめざします。

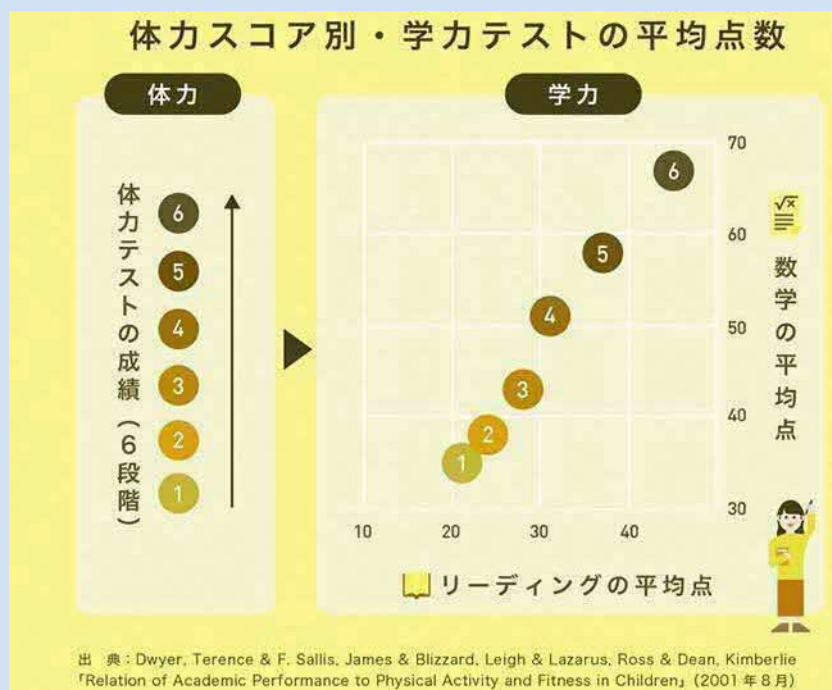
主な取組

- ・枚方市版中学校部活動地域移行「ひらかたモデル」の策定
- ・部活動外部指導員の派遣 など



スポーツコラム

《～子どもの学力とスポーツ～体力と学力には関係が！》



運動をすると脳の神経細胞の増加や記憶をつかさどる海馬※29が大きくなることが分かってきています。運動後は、脳への血流が増し活性化して、思考力や集中力が高まる機会となるので、学習をするチャンスです。

(参考：スポーツ庁 Web 広報マガジン“DEPORTARE”)

※28 働き方改革：少子高齢化に伴う生産人口の減少、育児や介護との両立などの働く方のニーズの多様化などの課題を解決するため、働く方の置かれた各々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を目指すこと。

※29 海馬(かいば)：神経細胞の結合をつくる役割を果たしているといわれ、短期記憶から長期記憶へと情報をつなげる中期記憶を担う器官。

取組課題3 多様なニーズに対応したスポーツ環境の充実



施策の方向 (4)地域スポーツの充実

スポーツ関係団体による地域におけるスポーツ活動の活性化をはじめ、子どもから高齢者まで、地域住民が主体的に参加・参画するスポーツイベントの機会を充実し、スポーツを通じた交流の場を提供します。また、地域スポーツ団体の活動を継続的に支援することを通じて、地域住民のニーズを捉えたスポーツ活動を推進します。



具体的施策 ⑬地域におけるスポーツ関係団体との連携・支援

だれもが、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員などのスポーツ関係団体の活動を支援するとともに、連携を強めることで、地域スポーツ活動の充実に努めます。

主な取組

- ・ 市民参加型スポーツ活動の推進
- ・ スポーツ推進委員などの地域におけるスポーツ活動への支援
- ・ スポーツ協会の活動への支援 など

具体的施策 ⑭総合型地域スポーツクラブへの支援

身近な地域で子どもから大人、初心者からトップレベルまで、様々なニーズに合わせて参加できる総合型地域スポーツクラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たせるよう、活動への支援を行うことで、市民がスポーツをする機会の充実を図ります。

主な取組

- ・ 総合型地域スポーツクラブ活動の発信、設立等の支援 など

施策の方向 (5)障害者(児)のスポーツの促進

障害者が、障害があることを理由にスポーツをすることをあきらめることがないように、スポーツを始める機会の充実や身近な場所でスポーツを楽しめ、参加できる機会の創出に努めます。

また、障害者と健常者がスポーツを通じた交流を深め、障害の有無に関わらず、だれでも楽しめるスポーツ（インクルーシブスポーツ★）の普及・促進に努め、スポーツを通じ、ノーマライゼーションへの理解を高めます。



具体的施策 ⑮障害者(児)のスポーツ活動の推進

障害者が体力の維持や健康増進を図る活動が継続できるよう、スポーツを始めるきっかけづくりや、親しみやすく気軽に参加できるスポーツ機会の創出に努めます。また、障害者がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

主な取組

- ・ 障害者を対象としたスポーツイベント・教室・体験会の開催
- ・ 障害者のスポーツ環境の整備
- ・ 障害者のスポーツ大会等への参加支援 など

具体的施策 ⑯障害の有無に関わらずスポーツをともに楽しむ環境づくり

障害者スポーツを身近な場所で実施できる環境づくりや、障害者スポーツの情報発信を行うことで、障害者への理解促進につなげます。

また、障害の有無、年齢や性別に関わらず、だれもが一緒に楽しめるスポーツ（インクルーシブスポーツ）への参加機会の充実を図ります。

主な取組

- ・ インクルーシブスポーツを体験する機会の創出・普及・促進
- ・ 障害者スポーツや様々な競技を体験できるスポーツイベントの開催 など

★インクルーシブスポーツとは

年齢や性別、障害の有無、国籍に関わらず、誰もがお互いの個性や人格を尊重するとともに、人々の多様性を認め合い、様々な人がともに実施できるスポーツのこと。

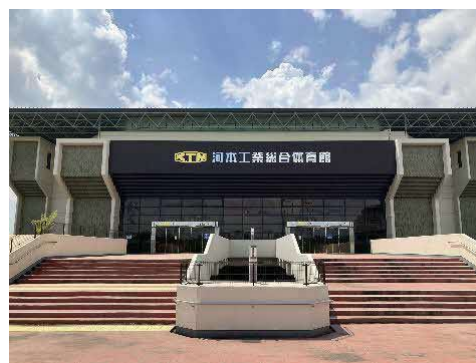
例：ボッチャ、フライングディスク、モルック等



施策の方向 (6)スポーツ資源の充実と活用

公共スポーツ施設については、老朽化等の状況に配慮し、市民が安全にスポーツに親しめる環境を整えるため、効率的・効果的な施設の更新についての対応策のほか、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を行うなど、利便性の向上を図ります。

また、学校体育施設や公園緑地及び市内企業の協力を基づくスポーツ施設の有効活用を図るとともに、大学などとも連携し、多くの市民が気軽にスポーツができる場の確保を図ります。



具体的施策 ⑪スポーツ施設の整備・充実

市民のスポーツ環境を整えるため、公共スポーツ施設の状況や課題について把握、検討するとともに、既存のスポーツ施設及び設備を可能な限り長期間使用できるよう、ライフサイクルコストを踏まえた適切な維持管理を行います。

また、施設更新時には、多様なスポーツニーズに対応できるよう施設・設備の計画的な改修・修繕を実施します。

主な取組

- ・スポーツ活動に適した施設・設備の整備・充実
- ・スポーツ施設の適切な管理・運営 など

具体的施策 ⑩効率的なスポーツ施設の運営と利便性の向上

気軽にスポーツを楽しむことができる場所を増やすとともに、利用者のニーズを踏まえ、施設の利用手続きや利用時間、利用料金などの施設の利便性の見直し・改善を行い、サービス向上に努めます。また、施設の運営にあたっては、指定管理者等による効率的・効果的な管理・運営を図ります。

主な取組

- ・ スポーツ施設の利便性の向上
- ・ 指定管理者制度※30 によるスポーツ施設の管理と民間活力を活かした特色ある運営
- ・ 大学や企業等との協働によるスポーツ活動施設等の確保 など

具体的施策 ⑪学校体育施設の開放

小・中学校の体育施設の開放を実施し、スポーツができる身近な施設として、利便性の向上を図るとともに施設の特性や利用状況を踏まえ、効果的な利用に努めます。

主な取組

- ・ 学校体育施設の地域開放 など

具体的施策 ⑫公園緑地の利活用の促進

「健康づくりの場」という一面を持つ身近な施設として、幅広い世代による多面的な公園緑地の利活用を促進します。

主な取組

- ・ 指定管理者制度による公園施設の管理と民間活力を活かした特色ある運営
- ・ スポーツを通じた健康づくりの発信の場として利活用しやすい環境の整備 など

※30 指定管理者制度：地方公共団体が指定する法人その他の団体に地方公共団体に代わって公の施設の管理を代行させることで、多様化・高度化する市民ニーズへの効率的・効果的な対応を図り、市民サービスの向上、行政コストの縮減を図ることを目的とした制度。

具体的施策 ㉑野外活動センターの利活用の促進

子どもから高齢者まで、四季に応じた自然体験など野外活動を通じて、遊ぶ・学ぶ・楽しむ場としての利活用を促進します。

主な取組

- ・ 自然とふれあえる野外教室など体験プログラムの充実
- ・ 子どもから高齢者までが参加できる自然とふれあえるイベントの開催 など



取組課題4 スポーツ関係団体や企業と行政が協働したスポーツ推進体制の強化



施策の方向 (7)各種競技スポーツのレベルアップ

市民に夢や感動を与え、本市の誇りとなるよう、全国レベルの大会において活躍する選手やより高い競技力を有する選手の育成をめざし、スポーツ関係団体と連携しながら競技スポーツの強化を図っていきます。

選手の育成においては、競技力向上を図る目的で総合体育大会の開催や各種競技大会の開催支援等の充実を図ります。

さらに、スポーツ関係団体と連携し、指導者の育成とともに、新たな人材の発掘や指導者間の交流などの環境づくりを推進します。

また、競技団体の登録者の減少や各種大会における参加者数の減少などスポーツ人口の減少に歯止めをかけるため、本市で育成する選手の一層の競技力向上を図ります。



具体的施策 ㉒幼少期からの育成支援

競技人口の拡大や将来に向けて競技力の向上を図るため、幼少期からの人材育成をスポーツ関係団体と連携して推進していきます。また、地元出身や地域で活躍するトップアスリートによる指導など、高いレベルの競技者に触れ合う機会を創出し、子どもが競技スポーツを志す意欲向上に向け取り組みます。

主な取組

- ・ 競技大会開催等の支援
- ・ 大学や企業等との協働
- ・ アスリートによる選手の育成 など



具体的施策 ②③指導者の確保・育成及び活動支援

スポーツ協会などの関係団体と連携し、スポーツ指導者を対象にした講習等を開催するとともに、府及び各競技団体等が開催する講習会への参加の呼びかけなど、高い専門的知識と指導力を持つ有資格者の確保・育成を支援します。

主な取組

- ・ スポーツ指導者の確保・育成
- ・ 身近な指導者の発掘、情報提供
- ・ スポーツサポーターズバンク★制度の活用 など



★スポーツサポーターズバンク制度とは

スポーツ協会が平成 16 年に設立した市民のスポーツボランティア(インストラクター & ボランティア)組織です。サポーターズバンクで発掘・育成した人材を様々なスポーツ・レクリエーション活動に派遣していくシステムです。

区分	内容
スポーツリーダー	スポーツに関するイベント事業を実施する際に、運営面で力を発揮していただく活動
スポーツインストラクター	市民スポーツの場や各種教室・講習会等における指導者として力を発揮していただく活動

具体的施策 ④スポーツボランティアの育成と活用

総合体育大会や各種競技大会の運営には、審判などの様々なスポーツボランティア★が必要となります。また、市民だれもが生涯を通じてスポーツを継続する環境をつくるために、スポーツボランティアの確保・育成を図り、地域におけるスポーツ活動を活性化するとともに、社会貢献としてスポーツを支える機運を醸成します。

主な取組

- ・ スポーツボランティアの確保・育成
- ・ スポーツボランティア活動の発信 など



★スポーツボランティアとは

「スポーツボランティア」とは地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、報酬を目的としないで、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支えたり、また、国際競技大会や地域スポーツ大会などにおいて専門的な能力や時間などを進んで提供し、大会の運営を支える人のことです。

施策の方向 (8)トップアスリートとの交流促進

市民がスポーツへの関心を高め、スポーツを始めるきっかけづくり、あるいは、さらなる技術向上へとつながるよう、スポーツ関係団体や企業等と連携し、トップレベルの選手のプレーを間近に観ることや、選手と交流する機会を提供します。



具体的施策 ⑤ホームタウンのスポーツチームとの連携による地域活性化

本市をホームタウンとするトップスポーツチーム(FCティアモ枚方・パナソニック パンサーズ等)と連携し、スポーツ教室の開催など、地域に根差した取組を推進します。これらの連携した取組により、市民の地域に対する誇り(愛着)の醸成や賑わいの創出、市外のファンが訪れることによる経済効果など、地域活性化を進めます。

主な取組

- ・ ホームタウンのスポーツチームによるスポーツ教室などを通じた交流機会の充実
- ・ 新たなスポーツチームの誘致の検討
- ・ ホームタウンのチームと連携したスポーツイベントの開催 など

具体的施策 ②⑥“観る”スポーツの推進

ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックなどを契機に高まった“観る”スポーツは、人々に夢と感動を与えるとともに、スポーツに触れる機会が増し、スポーツを身近に感じることで、スポーツ習慣醸成への足掛かりにつながるなどの効果があります。そのため、市民が様々なスポーツを“観る”機会・環境の充実や、トップアスリートと触れ合える事業などに取り組んでいきます。

主な取組

- ・本市にゆかりのあるチームや選手が出場する大会の観戦機会・施設環境の充実
- ・スポーツ大会(試合)への市民招待
- ・トップアスリートとのふれあいの場の創出 など



第4章 計画の推進

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民及びスポーツ協会をはじめ、スポーツ関係団体など多様な主体が連携し、施策を実行していく必要があります。各主体に期待される役割を明確にし、計画の推進を図ります。

(1)各主体に期待される役割

■市民

市民は、それぞれの年齢や価値観・ライフスタイルに応じ、自らの意思で主体的にスポーツを楽しみ、日々の暮らしが充実し、スポーツによる人や地域とのつながりを大事に、スポーツを通じた地域活性化に貢献することが期待されます。

■行政(枚方市)の役割

枚方市は、市民がスポーツ活動を行うために必要なハード・ソフトの基盤整備を引き続き進めます。また、庁内関係部署と連携したスポーツの推進を通じ、市民の健やかで豊かな暮らしの実現をめざし取り組むこととします。

■スポーツ協会

これまで培ってきたノウハウや専門性、関係機関・団体とのネットワークなどを活用し、地域スポーツ推進の中心的役割を果たせるよう、行政と両輪となって、市や地域活動団体、民間事業者などと連携しながら、市民の多様なニーズに応じたスポーツ参加機会の拡充をはじめ、スポーツの楽しさ、魅力の発信を行うことが期待されます。

■スポーツ関係団体

スポーツ少年団やスポーツ推進委員などのスポーツ関係団体は、地域におけるスポーツ活動を推進する担い手として、幅広い世代がスポーツに親しむことができる機会の充実を図ることが期待されます。

■地域の活動団体

市民に身近な存在として活動の中にスポーツを積極的に取り入れることで構成員や地域の交流促進を図るほか、地域におけるスポーツ指導者・ボランティア人材を発掘することが期待されます。

■学校(園)

行政やスポーツ団体・地域と協力して子どものスポーツ活動を推進するとともに、子どもの競技力や体力の向上に取り組むことが期待されます。

■民間事業者

民間事業者の専門性を活かし、市民の多様なスポーツニーズへの対応のほか、市と連携した取組を実施するとともに、市民のスポーツニーズや実態の把握などを行い、地域スポーツの底辺拡大に取り組むことが期待されます。

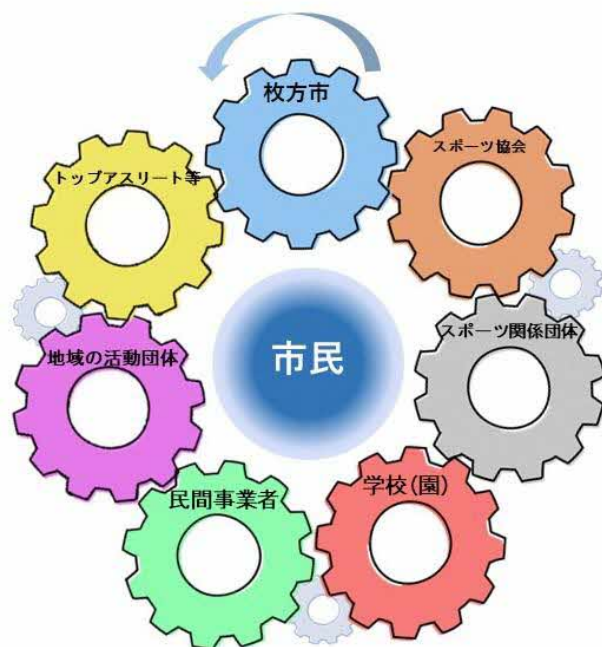
■トップアスリート等

ホームタウンチームとして、多くの人々に親しまれている FC ティアモ枚方やパナソニック パンサーズなど、トップレベルの競技スポーツは、子どものスポーツへの関心を高め、スポーツの裾野を広げる役割を果たすとともに、競技者の高度な技術や経験、スポーツの魅力を伝える活動を行うことが期待されます。

(2)行政とスポーツ推進の各団体との推進体制の確立

行政とスポーツ推進の各主体は、それぞれの役割とスポーツ領域における専門性を踏まえ、スポーツ施策に応じて組み合わせを変えながら、他の主体と連携・協力し、計画の推進を図ります。

《基本理念の実現に向けた推進体制のイメージ》



＜基本理念＞

だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康を増進し、人と人との交流を深めることを支える

左のイメージ図で、歯車は、本計画におけるスポーツ推進の担い手である各主体を例として表しており、その中心には市民の存在があります。

この図は、各主体においてスポーツ施策を実施し歯車が回ることによって、環状に並ぶ歯車に作用して、市民のスポーツ習慣の醸成や健康増進など、基本理念の実現に向けた取組が進んでいくことをイメージとして示したものです。

2. 計画の進行管理

本計画は、施策とそれに基づく事業を継続的に改善していくため、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの手法により、事業内容の点検・評価を行い、改善を図ります。

具体的には、本計画に基づき、各所管部門において毎年度事業を立案（Plan）し、それを実行（Do）した上で、その取組の効果・成果等を点検（Check）し、改善すべきところは改善し、より実効性のある取組（Action）につなげます。

本計画の推進にあたっては、学識経験者やスポーツ関係団体関係者、学校関係者、市民などから構成する「枚方市スポーツ推進審議会」において点検・評価を行い、専門的観点から意見をいただきながら、計画の進行管理を行います。

1. 枚方市スポーツ推進審議会条例

平成28年3月14日

条例第3号

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（令2条例1・一部改正）

（担当事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画の策定及び推進に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項

（令2条例1・一部改正）

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 市民団体又は関係団体を代表する者
- （3） 公募による市民

（令2条例1・一部改正）

（委員の委嘱）

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

（臨時委員）

第5条 市長は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

（令2条例1・一部改正）

（会長及び副会長）

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、会長がその議長

となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第2項の規定の例による。

(令2条例1・一部改正)

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

- 2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(平29条例40・一部改正)

(部会)

第9条 会長は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 前3条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第10条 審議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令2条例1・一部改正)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和2年3月10日条例第1号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔令和4年6月16日条例第20号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 枚方市スポーツ推進審議会委員名簿

	氏 名	所 属	任 期
会長	二宮 浩彰	同志社大学	令和5年6月16日から 令和7年6月15日まで
副会長	木村 穰	関西医科大学附属病院健康 科学センター	同上
委員	伊原 久美子	大阪体育大学	同上
委員	中島 毅士	枚方市中学校体育連盟	同上
委員	草部 正和	枚方市スポーツ推進委員協議会	同上
委員	関 輝	枚方市スポーツ少年団	同上
委員	西邨 定実	枚方市スポーツ協会	同上
委員	谷口 憲一	枚方市老人クラブ連合会	同上
委員	田川 健児	枚方市肢体不自由児者父母の会	同上
委員	村島 孝史	株式会社 FC TIAMO	同上
委員	浜田 坦	枚方市コミュニティ連絡協議会	同上
委員	上田 照名	公募市民	令和5年7月28日から 令和7年7月27日まで

(分野別、50音順)(敬称略)

3. 策定の経過

日程	名称	審議事項等
令和5年7月28日	第1回審議会	・ 諮問 ・ 審議会の運営について ・ 枚方市スポーツ推進計画にかかる事業の進行管理について ・ 枚方市スポーツ推進計画 改訂版の骨子(案)について
令和5年9月22日	第2回審議会	・ 枚方市スポーツ推進計画 改訂版の素案について
令和5年11月10日	第3回審議会	・ 枚方市スポーツ推進計画 改訂版の素案について
令和5年12月7日 ～令和5年12月26日	—	・ 市民意見聴取の実施
令和6年1月29日	第4回審議会	・ 市民意見聴取の結果及び枚方市スポーツ推進計画(改訂版)(素案)について ・ 答申
令和6年3月	—	・ 枚方市スポーツ推進計画(改訂版)策定

4. 諮問書

観ス第175号

令和5年7月28日

枚方市スポーツ推進審議会

会長 二宮 浩彰 様

枚方市長 伏見 隆

諮 問 書

枚方市スポーツ推進計画の推進を図るため、枚方市スポーツ推進審議会条例（平成28年枚方市条例第3号）第2条第1項の規定により下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

枚方市スポーツ推進計画の改訂に関する調査審議

諮問理由

枚方市では、スポーツ基本法第10条で「その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努める」としていることを踏まえ、平成29年3月に枚方市スポーツ推進計画を策定しました。本計画は、推進期間を平成29年度から令和9年度までの11年間とし、基本理念に「だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康を増進し、人と人との交流を深めることを支える」ことを掲げ、この実現に向けて、計画を推進するための施策展開を行っております。

令和4年度には、本計画の取り組み状況の総括や現状を把握するため中間評価を行ったところ、今後取り組むべきと考えられる課題が見出されるなど、社会情勢の変化等が認められたところです。

つきましては、こうした社会情勢の変化等を踏まえ、スポーツ振興を総合的かつ計画的に推進するため、枚方市スポーツ推進計画の改訂に関する調査審議について、貴審議会に諮問するものです。

5. 答申書

令和6年1月29日

枚方市長 伏見 隆様

枚方市スポーツ推進審議会
会長 二宮 浩彰

枚方市スポーツ推進計画の改訂について（答申）

枚方市スポーツ推進審議会は、令和5年7月28日付け観ス第175号で、枚方市スポーツ推進計画の改訂に関する審議について諮問を受け、本審議会で審議した結果、別紙「枚方市スポーツ推進計画(改訂版)(案)」のとおり答申します。

なお、枚方市におかれては、審議会で出された具体的で貴重な意見をくみ取り、スポーツ振興を総合的かつ計画的に推進いただくよう意見を付します。

枚方市スポーツ推進計画(改訂版)

令和6年3月

発行・編集：枚方市観光にぎわい部スポーツ振興課
〒573-8666

枚方市大垣内町2-1-20 枚方市役所別館3階

TEL:072-841-1412 FAX:072-841-1278